

【家庭福祉課本課関係】

1. 社会的養育の充実について

(1) 2019（平成31）年度予算案における社会的養育の推進関係事業等について（関連資料1・3・10参照）

平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、平成30年7月に、各都道府県等に対して「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」をお示しし、社会的養育の充実に向けた新たな計画を2019年度末までに策定いただくよう依頼したところ。

2019（平成31）年度予算案においては、こうした各都道府県等の取組を支援するため、①家庭養育等の推進、②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進、③虐待を受けた子どもなどへの自立支援の充実等に必要な予算を計上しており、具体的には、

①家庭養育等を推進するための予算として、

ア 里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務を一貫して担う包括的な里親養育支援体制を構築するため、

- ・ フォスタリング業務（包括的里親養育支援）を統括する責任者や、里親の開拓等を担う里親リクルーター、里親への研修等を担う里親トレーナーを新たに配置するとともに、
- ・ 委託後の家庭訪問等による養育支援を担う相談支援員を委託児童数に応じて加配する

など、支援体制の大幅な拡充

イ フォスタリング業務を担う職員の人材育成に向けた研修事業の創設

※ 研修実施団体は、厚生労働省において公募を行い選定。

ウ 養子縁組民間あっせん機関に対する支援について、

- ・ 心理療法担当職員の配置による養子縁組成立前後の心理的な負担を軽減するための相談支援体制の構築や、看護師の配置による産科医療機関等と連携した特定妊婦への支援体制の構築など、養親希望者への支援等にモデル的に取り組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援の拡充
- ・ 受審が義務化される第三者評価に要する費用の補助
- ・ 養子縁組民間あっせん機関を利用する養親希望者の手数料負担の軽減策

②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を推進するための予算として、

ア 児童養護施設及び乳児院における施設の職員配置基準の強化

- ・ 児童養護施設における生活単位の小規模かつ地域分散化の推進、小規模かつ地域分散化された生活単位（地域小規模児童養護施設及び定員6名の分園型小規模グループケア）における養育体制の充実（子ども：職員＝概ね6：3→6：4）
- ・ 児童養護施設におけるケアニーズが非常に高い子どものための「4人の生活単位」の類型の新設、当該生活単位における養育体制の充実（子ども：職員＝概ね6：3→4：4）
- ・ 乳児院におけるケアニーズが非常に高い子どものための「4人の生活単位」における養育体制の充実（子ども：職員＝概ね4：4→4：5）

イ 児童養護施設等における人材を育成するための研修事業について、研修開催費用を新たに補助対象に追加

ウ 児童養護施設等の職員の人材確保に向けて、職員の更なる処遇改善（+1%）を図るとともに、補助職員の活用により、児童指導員等の夜勤等を含む業務負担を軽減 等

③虐待を受けた子どもなどへの自立支援の充実等のための予算として、

ア 里親や児童養護施設等の委託・入所者に対して、措置解除後、原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を行う「社会的養護自立支援事業等」について、高校卒業後に浪人した者等に対する学習塾費の支援など大学等への進学に向けた学習費や進学する際の支度費などを新たに追加

イ 児童用採暖費、事務用採暖費、寒冷地加算を再編し、夏季の冷房費用を含めた「冷暖房費加算」を創設（級地区分の見直しに伴う激変緩和措置を講ずる予定） 等

に必要な予算を計上したところであるので、都道府県等におかれては、積極的な実施をお願いします。

なお、乳児院及び児童養護施設に係る平成31年度次世代育成支援対策施設整備交付金の取扱いについては、

① 小規模かつ地域分散化を積極的に推進する整備計画（地域小規模児童養護施設の整備及び分園型小規模グループケアの整備）について、優先的に採択する。

② 小規模かつ地域分散化を進める過程で過渡的に本体施設のユニット化を経る整備計画（本体施設と同一敷地内の小規模グループケアの整備や本体施設内の小規模グループケア（ユニット化）の整備）については、「概ね10年程度で、小規模かつ地域分散化を図るため

の整備方針（計画）」を作成いただき、その内容を精査した上で、採択の可否を決定する。

- ③ 大・中・小舎（小規模グループケア以外）を含む整備計画については、採択しない。

こととしているので、ご留意願いたい。

（２）家庭養育の推進について

① 都道府県社会的養育推進計画の策定について（関連資料２・３参照）

平成30年7月に、各都道府県等に対して計画の策定要領をお示しし、社会的養育の充実に向けた新たな計画を2019年度末までに策定いただくよう依頼したところであり、

この計画は、

- ・ 全ての地域において、質の高い里親養育を実現するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親とのマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスタリング業務）を一貫して担う、包括的な実施体制を2020年度までに構築すること
- ・ 乳児院や児童養護施設については、施設での養育を必要とするケアニーズの高い子どものための質の高い養育や、小規模かつ地域分散化の推進、里親や在宅家庭への支援等を行うなどの多機能化・機能転換を進めること
- ・ 一時保護について、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要であることから、一時保護の改革を行い、見直しや体制整備を図ること

など、在宅での支援から特別養子縁組、代替養育や自立支援などが網羅されたものとなっている。これらの項目全ては緊密につながっており、一体的かつ全体的な視点をしっかり持って進めていただきたい。

上記の包括的な里親養育支援体制の構築や、乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の推進、一時保護改革に当たっては、策定要領と併せてガイドライン等を発出しており、これらも十分踏まえて取組を進めていただきたい。

特に、包括的な里親養育支援体制の構築に向けた検討に当たっては、本年1月に連絡したとおり、ガイドラインの策定に携わった有識者を里親養育包括支援体制構築アドバイザーとして、各自治体や関係団体が開催するフォスタリング機関及びその業務に関する研修会に派遣している。本体制の構築は、家庭養育優先原則の実現に向けた最重要課

題のひとつであり、2019（平成31）年度以降も、引き続き、アドバイザーの派遣を行っていくこととしているため、こうした機会の活用も積極的にご検討いただきたい。

また、今年度の委託調査研究事業により、フォスタリング機関職員の人材育成のポイント及び研修カリキュラム等を策定することとしており、取りまとめ次第、各都道府県等に周知する予定としている。

現在、各都道府県等においては、策定要領等を踏まえ、計画策定に向けた準備や検討を進めていただいているところであるが、本年1月より、計画の検討状況や策定に当たっての課題等について、各都道府県等からのヒアリングを順次実施している。今後、ヒアリング等により得られた課題等への対応について検討し、その検討結果やヒアリングで得られた先行事例等を、各都道府県等に対して周知していくことを予定しているなど、引き続き、各都道府県等の計画策定に向けた取組を支援していくこととしている。

なお、本年の夏頃に、各都道府県における地域の代替養育の需要量や供給の見込（目標値を含む。）について、中間報告していただく予定としているので、その際にご協力いただきたい。

各都道府県等においても、社会的養育の充実に向けて、より一層の取組をお願いします。

② 里親・ファミリーホームへの委託の推進（関連資料1・4～6参照）

里親等委託率については19.7%（平成29年度末）と、依然として施設養護の割合が高い状況にある。

また、特に乳幼児期については、安定した家族関係の中で愛着関係の基礎を作る時期であり、積極的な里親委託を検討する必要がある。

最近10年間で大幅に里親等委託率を伸ばした自治体として、新潟市が25.2%から57.5%（+32.2%）、さいたま市が5.7%から36.8%（+31.1%）、福岡市が15.6%から43.8%（+28.1%）、静岡市が18.8%から44.2%（+25.3%）などがあり、これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置、民間里親支援機関の活用、体験発表会、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力を行い、里親登録の増加及び里親支援の充実を図っている。

各都道府県等においては、こうした取組も参考にして、積極的な推進をお願いします。

2019（平成31）年度予算案では、包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、これまでの里親支援事業を再編・整理し、里親養育包括支援（フォスタリング）事業を創設するとともに、事業の大幅な拡充を図っていることから、当該事業を積極的に実施していただくようお願い

いする。

また、フォスタリング業務を担う職員の人材育成に向けた研修事業を創設し、厚生労働省において、実施団体を公募により選定のうえ、実施する予定としている。詳細が決まり次第、改めてお知らせするので、フォスタリング業務を担う児童相談所や民間団体の職員に積極的に参加いただきたい。

厚生労働省としては、「概ね7年以内（3歳未満は概ね5年以内）に乳幼児の里親等委託率75%以上」、「概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上」の実現に向けて、取組を推進していく。

都道府県等においても、社会的養育推進計画の策定に当たって、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び国の数値目標を十分に念頭に置き、個々の子どもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とする子どもの見込み等を踏まえ、数値目標と達成期限を設定いただくことにしており、引き続き、里親等委託の推進に向けた取組をお願いする。

③ 特別養子縁組の推進について（関連資料1・7参照）

保護者のない子どもや、虐待を受けた子どもなど、社会的養育が必要な子どもに対し、温かく安定した家庭の中での養育を確保する上で、養子縁組あっせん事業が果たす役割は重要であり、その業務の適正な運営を確保する観点から、民間あっせん機関による養子縁組あっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）が制定され、平成30年4月1日より施行されている。

金品による優先的なあっせんや、実親への不十分な意思確認など、養子縁組あっせん事業を行う者の対応が不適切な事案も生じており、同事業の適正かつ円滑な運営が図られるよう、今後、新たに許可申請を希望する者への対応を含め、引き続き、適正に対応していただくようお願いしたい。

なお、同法のうち、民間あっせん機関の業務の質の評価に関する規定については、平成31年4月1日施行とされており、詳細について、年度内に別途お知らせする。

また、2019（平成31）年度予算案においては、特別養子縁組を推進するため、民間あっせん機関に心理療法担当職員を配置し、定期的な家庭訪問等による養子縁組成立前後の養育支援体制を構築するなど、養親希望者への支援等にモデル的に取り組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援の拡充や、受審が義務化される第三者評価に要する費用を新たに追加するとともに、養子縁組民間あっせん機関を利用する

養親希望者の手数料負担の軽減策を盛り込んだところである。管内に民間あっせん機関のある都道府県等におかれては、積極的な実施をお願いする。

このほか、特別養子縁組の利用を促進する観点から、法制審議会特別養子制度部会において、制度見直しに向けた議論が行われ、2月14日の法制審議会において、制度改正に係る要綱案の法務大臣への答申※が行われた。今後、制度改正が行われれば、その内容を踏まえ、特別養子縁組の更なる利用促進に向けて、各児童相談所において対応をお願いすることになる旨ご承知おきいただきたい。

※ 特別養子制度の見直しに関する要綱案には、以下の事項が盛り込まれている。

【民法の改正】

- ・ 養子となる者の上限年齢について、原則を15歳未満（特別養子縁組の審判の申し立て時。）、例外を18歳未満（特別養子縁組成立の審判確定時）に、それぞれ引き上げること。また、養子となる者が審判時に15歳に達している場合においては、養子となる者がその縁組に同意していなければならないこととすること。

【家事事件手続法の改正】

- ・ 特別養子縁組を、実親の同意や監護が相当でないことを審理する第一段階の「特別養子適格の確認の審判（仮称）」と、養親となる者が養親として適当であるか否かを審理する第二段階の「特別養子縁組の成立の審判」の2段階の手続で成立させることとすること。
- ・ 実親が「特別養子適格の確認の審判（仮称）」において、特別養子縁組の成立に同意した場合、一定期間経過後は、撤回できないこととすること。

【児童福祉法の改正】

- ・ 児童相談所長は、「特別養子適格の確認の審判（仮称）」を自ら申し立てることができ、また、養親となる者が申し立てた場合には、その手続に参加できること。

④ 里親制度・特別養子縁組制度の広報啓発について

（関連資料8参照）

厚生労働省では、里親制度に対する社会的認知を高め、より一層の推進を図るため、毎年10月を「里親月間（里親を求める運動）」と位置付け、集中的な広報・啓発活動を実施している。

平成30年度においては、関係団体等とも協力し、

- ・ ポスター・リーフレット等の作成及び関係機関、関係団体等への

配布

- ・ 新聞の別刷り大型特集記事の掲載や、SNSを活用した情報発信
- ・ 政府広報番組（テレビ、ラジオ）や政府インターネットテレビによる広報活動
- ・ 国際フォーラムや、百貨店でのイベントの開催

等の取組を実施した。

また、里親月間に合わせ、厚生労働省と関係団体が主催して毎年度実施している「全国里親大会」について、平成30年度は石川県金沢市で開催したところであるが、2019（平成31）年度は宮城県仙台市で10月12日（土）、13日（日）に開催する予定である。

加えて、平成30年度においては、特別養子縁組制度の普及啓発に向けて、新聞広告（平成31年1月4日）やブロック単位でのシンポジウム・地域セミナーの開催などの広報・啓発活動を行っている。

各自治体におかれても、里親制度や特別養子縁組制度の普及啓発に向けて、地域の実情に応じて創意工夫を凝らした広報活動を展開するなど、積極的な取組をお願いします。

なお、里親の認知度については、「聞いたことがある」程度の認識である者が多く、まずは里親制度についての情報の発信が必要である。このため、里親制度や特別養子縁組制度の普及啓発においては、広く一般市民が養育里親に関する情報に日常生活の中で触れる機会を数多く作り、里親制度に関心を持つきっかけを作ることが重要である。

また、登録里親を増加させるには、従前より幅広いターゲット層に対し、それぞれの特徴を捉えて戦略的なアプローチを行う必要がある。

そして、里親に関心を持った層に対しては、経験者の体験を共有する機会を持つことや、短期間のみの養育もあることの周知、サポート体制などの説明を通じて、里親になることの不安や負担感を軽減することが効果的であると考えられる。

「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドライン」において、里親のリクルートに当たっての、具体的実施方法やポイントを示しているので、参考にさせていただきたい。

⑤ その他の留意点（関連資料9参照）

ア 新生児・乳児の里親委託

特定の大人との愛着関係の下で養育されることが、子どもの心身の成長や発達には不可欠であり、今後の人格形成に多大な影響を与える時期でもあることから、長期的に実親の養育が望めない場合は、子どもにとって安定し継続した家庭における養育環境と同様の養育環境を提供することが重要である。このため、特別養子縁組を希望

する養子縁組里親に委託し、子どものパーマネンシー（恒久的な養育環境）を保障することを優先して検討するようお願いする。

また、委託の期間が限定されている場合も、特定の大人との関係を築くことは、健全な心身の成長や発達を促すことから、積極的に養育里親への委託を検討するようお願いする。

新生児については、障害の有無が明らかになる年齢を待ってから、里親委託を検討する考え方もあるが、心身の発達にとって大切な新生児の時期から里親委託を検討するようお願いする。

イ 乳児院から里親への措置変更の推進

できるだけ早い時期に家庭における養育環境と同様の養育環境で、特定の大人との愛着関係の下で養育されることが子どもの心身の成長や発達には不可欠であることから、乳児院からも措置変更する子どもについては、原則として、里親委託への措置変更を検討するようお願いする。

ウ 保育所等の優先的利用について

里親委託の推進を図るため、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日内閣府政策統括官（共生社会政策担当）・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）を昨年7月20日に改正し、里親に委託された子どもの保育所等の優先利用について盛り込んだところである。児童相談所と市町村の間で十分に連携を図り、当該児童の保育所等の優先利用に取り組んでいただきたい。

（3）施設の多機能化や小規模かつ地域分散化等の推進

① 乳児院・児童養護施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進（関連資料1～3参照）

これまで、施設の専門性を活かし、子どもを保護し、養育する重要な役割を担ってきた乳児院や児童養護施設については、家庭養育優先原則を進める中においても、施設での養育を必要とする子ども（家庭での養育が困難な子ども及び年長で今までの経緯より家庭的な生活することに拒否的になっている子ども等）の養育に関し、小規模かつ地域分散化された「できる限り良好な家庭的環境」において、高機能化された養育や親子関係再構築に向けた保護者等への支援を行うとともに、里親や特別養子縁組を含む在宅家庭への支援等を行うことなど、

施設の高機能化機能転換を図ることにより、更に専門性を高めていくことが期待されている。

このため、都道府県社会的養育推進計画において、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組について記載いただくとともに、各施設に小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画を策定いただくことにしている。

厚生労働省においては、本年の夏頃に、施設の計画に関する数値や予定される取組の内容について、各都道府県等を通じて把握する予定としているので、各都道府県等におかれては、各施設への助言や調整を引き続きお願いする。

2019（平成31）年度予算案では、小規模かつ地域分散化に向けた職員配置基準の強化や、ケアニーズが非常に高い子どものための「4人の生活単位」における養育体制の充実を盛り込んでいる。

また、多機能化・機能転換に向けて、

ア 里親養育包括支援（フォスタリング）事業の創設

イ 児童家庭支援センター運営事業及び指導委託促進事業の補助基準額の算定方法の運用改善

ウ 特定妊婦等への支援を行う産前・産後母子支援事業の全国展開及び改修費等の新設

などを盛り込んでおり、積極的な実施をお願いする。

なお、厚生労働省においては、小規模かつ地域分散化に向けた職員配置基準の更なる改善など、引き続き、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。

② 職員の人材育成・確保について（関連資料1参照）

乳児院・児童養護施設が、高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を通じて「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」への変革を進めるうえでは、それを担う職員の人材育成や確保が必要不可欠となる。

このような人材を育成するための研修は、子どもたちの抱える生活課題や発達課題を明確にし、解決するための専門性を高めていくという視点が重要となり、単なる講義中心の研修だけではなく、OJT等の実践的な内容も取り入れて継続的に行われていく必要がある。

また、小規模かつ地域分散化に当たっては、グループ内での課題が周囲に伝わりにくいなど、職員が孤立しないよう、施設長や基幹的職員などのスーパーバイズや、各グループのリーダー的職員の育成も欠かせない。

厚生労働省においては、職員の人材育成に向けて、職員向けの研修

プログラムの開発や指導者養成研修の実施等に取り組んでいくこととしており、都道府県等においても、人材育成の機会の確保に努めていただきたい。

また、職員の確保のためには、職員が意欲的に学べる場を提供することはもとより、キャリアパス等の整備により、働きがいのある職場を目指す環境づくりも重要である。

2019（平成31）年度予算案では、

- ア 児童養護施設等における人材を育成するための研修事業について、研修開催費用を新たに補助対象に追加
- イ 児童養護施設等の職員の人材確保に向けた職員の更なる処遇改善（＋1％）の実施
- ウ 児童指導員を目指す者を補助職員として雇用することにより、児童指導員等の夜勤等を含む業務負担を軽減するとともに、児童指導員の確保にもつながる児童養護施設等体制強化事業の創設

などを盛り込んでいる。

また、平成30年度第2次補正予算では、児童養護施設等における職員の業務負担軽減を図るため、ICT化の推進に資する機器の整備に要する費用を補助する事業を盛り込んでいる。

平成30年度第2次補正予算については、2019（平成31）年度に残額を繰り越して執行していくことを予定しているため、2019（平成31）年度予算と併せて、積極的に活用いただきたい。

（4）被虐待児等への自立支援の充実について

① 社会的養護自立支援事業等について（関連資料10・11参照）

里親等への委託や児童養護施設等への入所措置を受けていた者に対して、措置解除後も、原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を行う「社会的養護自立支援事業等」について、2019（平成31）年度予算案では、高校卒業後に浪人した者等に対する学習塾費の支援など大学等への進学に向けた学習費や進学する際の支度費などを新たに追加するとともに、対象となる施設に母子生活支援施設を加えることとしている。

また、措置延長、措置継続については、「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」（平成23年12月28日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において、自立生活に必要な力が身についていない状態で措置解除することのないよう、18歳以上の措置延長を積極的に活用することや、中学校卒業後就職する児童や高等学校等を中途退学す

る児童について、卒業や就職を理由として安易に措置解除をすることなく、継続的な養育を行う必要性の有無により判断することなどをお示ししている。

改正児童福祉法においても、被虐待児童等に対する自立支援を進めているところであり、個々の子どもの状況に応じて必要な支援を行い、将来の自立に結びつけることができるよう、各都道府県等においては、この通知に基づき措置延長等の適切な実施をお願いする。

また、都道府県社会的養育推進計画においても、社会的養護自立支援事業等の実施に向けた計画を盛り込んでいただくこととしており、利用者のニーズなども把握しながら、積極的な実施をお願いする。

なお、2022年4月には、18歳をもって成年とする民法改正法の施行が予定されているが、措置延長や児童自立生活援助事業、社会的養護自立支援事業等の上限年齢については、現行の要件を維持することとしているため、対象となる者の自立を図るために必要な場合には、引き続き、これらの制度を積極的に活用いただくようお願いする。

② 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業について

(関連資料12参照)

就職・進学する児童養護施設退所者等に対して、家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行う「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」について、平成30年度第2次補正予算では、貸付原資等の積み増しを盛り込んだ。

家賃・生活費貸付は5年間の就業継続、資格取得貸付は2年間の就業継続により返済免除としているが、返済免除となった場合、現行制度では、免除された返済金は所得税法上の一時所得に該当し、特別控除の50万円を超えた額について課税対象となるが、退所者等が安心して貸付金を利用することができるよう、2019（平成31）年度の税制改正により、これを非課税とする措置を講ずる予定としている。

各都道府県等においては、引き続き、退所者等への積極的な制度の周知をお願いする。

③ 児童入所施設措置費等による教育及び自立支援の経費について

(関連資料13参照)

児童入所施設措置費等による教育及び自立支援の経費については、2019（平成31）年度予算案では、

ア 「補習費（特別育成費）」の増額（月額15,000円 → 月額20,000円（高校3年生については25,000円））

イ 「通学費（特別育成費）」を新設し、通学にかかる実費を支弁

することを盛り込んでおり、各都道府県等においては、施設等への周知徹底をお願いする。

なお、特別育成費については、上記の特別育成費の充実に伴い、現行の単価を上限とした実費払いに変更し、適正化を図ることとしているので、留意いただきたい。

④ 自立援助ホームの設置促進について

施設を退所して就職する子ども等に、共同生活を行う住居を提供して生活指導などを行う自立援助ホームについては、少子化社会対策大綱において、2019年度（平成31年度）末までに190か所の設置を目標として掲げているが、未設置の自治体もあることから、当該自治体におかれては、被虐待児童等への自立支援の充実に図るため、積極的な取組をお願いする。

2019（平成31）年度予算案では、自立援助ホームの入居者（虐待等により保護者の援助が見込めない児童等に限る。）が、速やかに生活基盤を整え、就労等の自立につなげることができるよう、新たに受託支度費を支弁することとしている。

また、平成27年度より、「児童養護施設退所児童等の社会復帰支援事業」（児童虐待・DV対策等総合支援事業）として、自立援助ホームに心理担当職員を配置し、心理面からの自立支援の充実に図る事業を設けているので、積極的な活用をお願いする。

⑤ 母子の自立支援における母子生活支援施設の活用について

（関連資料10）

母子の中には、DVなど様々な課題を抱えている者もあり、「ひとり親家庭への支援施策の在り方について（中間まとめ）」（平成25年8月ひとり親家庭への支援施策の在り方に関する専門委員会中間まとめ）では、「母と子が共に生活しながら、それぞれの個別の課題に対応した専門的支援を受けることができる母子生活支援施設を地域の社会資源として活用することが望ましい」とされている。

また、平成27年12月に子どもの貧困対策会議において決定された「すくすくサポート・プロジェクト（ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト）」では、「母子生活支援施設において、子どもの生活・学習支援事業やショートステイ・トワイライトステイを実施するなど、母子生活支援施設をひとり親家庭の支援拠点として活用する。」とされているところである。

加えて、都道府県社会的養育推進計画では、母子生活支援施設の活用等に向けた都道府県支援・取組を盛り込んでいただくことにしてい

る。

これらを踏まえ、各都道府県等においては、市町村への周知も含め、自立支援が必要な母子に対して母子生活支援施設の積極的な活用についてお願いします。

また、DV被害者については、加害者からの安全な保護のために広域的な対応を求められることも多いことから、個々の母子の状況に応じた円滑な広域入所や入所期間の調整をお願いします。

なお、2019（平成31）年度予算案では、「社会的養護自立支援事業」の対象に、母子生活支援を加えることとしており、子が22歳の年度末を迎えるまでの間、母子の状況に応じて、引き続き必要な支援を行うことを可能としている。

母子生活支援施設の入所期間に一律の期限を設けている市町村もあるが、期限到来により安易に保護を解除するのではなく、支援の必要性に応じて判断するよう、市町村への周知・徹底をお願いします。

⑥ 児童家庭支援センターの活用について（関連資料1参照）

児童家庭支援センターは、地域の子どもの福祉に関する相談に応じ必要な助言を行う事業であるが、この他にも地域の里親及び里親に委託された子どもに対する支援や児童相談所からの委託を受けて継続的な指導が必要な子どもに対する支援を行うことが可能である。

都道府県社会的養育推進計画では、児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組を盛り込んでいただくことにしている。

平成28年改正児童福祉法に基づく家庭養育優先原則や、市区町村の相談体制の充実等も踏まえ、施設の地域支援機能・里親支援機能の強化の一環や、地域における相談支援拠点の一つとして、乳児院や児童養護施設等への附置のほか、NPO法人や医療法人等の多様な民間団体が、児童家庭支援センターを開設できるよう、積極的な取組をお願いします。

また、2019（平成31）年度予算案では、児童家庭支援センター運営事業及び指導委託促進事業の補助基準額の算定方法の運用改善を盛り込んでおり、各都道府県においても、これを踏まえた予算措置を講じていただくようお願いする。

⑦ 児童入所施設措置費の費用徴収におけるマイナンバーを利用した所得情報の情報連携について

平成29年度の地方分権提案募集において、児童福祉法第27条第1項第3号の児童入所施設措置費の費用徴収に係る事務（以下「措置事務」という。）について、措置権者が市町村の税務当局からマイナンバ

一による情報連携を活用して地方税関係情報を取得し、当該情報に基づいて本人の負担額を算定できるようにしてほしい旨の要望があった。

このため、平成31年6月1日に施行される「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第66号)(第8次地方分権一括法)において、地方税法上の守秘義務を解除する観点から、措置事務について、当該事務の対象者本人及びその扶養義務者の収入の状況に関する報告徴収に従わない場合の担保措置を設けた。これにより、当該事務の実施主体が市町村の税務当局からマイナンバーによる情報連携を活用して地方税関係情報を取得することを可能にし、本人及びその扶養義務者の書類提出の負担を軽減するとともに、地方公共団体の事務処理の適正化を図ることができるものである。

なお、これに伴う個人番号制度におけるデータ標準レイアウトの改正に必要となる自治体システムの改修等にかかる経費を補助する「児童養護施設等におけるICT化等推進事業」(児童虐待・DV対策等総合支援事業)を平成30年度補正予算に計上したところ。

本事業については、平成30年度における残額を繰り越し、平成31年度において、引き続き執行することとしているので、積極的な活用をお願いする。

また、上記に合わせ、児童入所施設措置費徴収金の基準額については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」

(平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知)において、被措置児童の属する世帯の所得による階層区分に応じて定められているが、今回の提案を受け、所得税額から地方税額に変更する。先般、児童入所施設措置費担当者宛に、事務連絡において児童入所施設徴収金基準額表改正案を示し、意見をいただいているところであるが、精査の上、改めて改正案をお示しするので、引き続き協力を願いたい。

(5) 社会的養育を担う人材確保について

① 民間児童養護施設職員等の処遇改善等について(関連資料1参照)

民間児童養護施設職員等の処遇改善については、平成29年度から、民間の児童養護施設職員等の業務の困難さに応え、人材確保と育成を図るため、

ア 児童養護施設等に勤務する全ての職員を対象とした一律2%相当の処遇改善を行った上で、

イ これに加えて、虐待や障害等のある子どもへの夜間を含む業務内容を勘案した処遇改善や、キャリアアップの仕組みを構築し、

一定の研修を修了した職務分野別のリーダー的職員や支援部門を統括する職員に対する処遇改善（社会的養護処遇改善加算）を行っている。

平成31年度予算案においては、上記ア、イに加え、さらに一律1%相当の処遇改善を実施することとしているので、引き続き積極的な実施をお願いします。

なお、社会的養護処遇改善加算のうち処遇改善加算（Ⅱ）から（Ⅳ）の対象者については、対象となる研修のア及びイの両方の研修を修了する必要があるが、平成29年度から、対象となる研修のア又はイのいずれかの研修を修了している場合に処遇改善加算（Ⅱ）から（Ⅳ）の対象とすることができる取り扱いとしている。

この取り扱いについては、2019（平成31）年度も引き続き同様の取り扱いとすることとしているが、当該経過措置を続けることは、本加算の趣旨・目的からすると適切ではないことから、

ア 2019年度については、処遇改善加算の適用対象となるための研修のア又はイのいずれかの研修を修了している場合に処遇改善加算の対象とする。

ただし、①施設等は、研修受講計画（仮称）を策定の上自治体に提出することとし、②自治体は、経過措置の解消に向け、研修の実施状況等を把握し、都道府県社会的養育推進計画に研修実施に係る方針を盛り込むなど研修の実施体制の整備を計画的に進めることとする。また、研修整備計画（仮称）を策定し、推進計画を国に提出する際に合わせて提出することとする。

イ 2020年度については、原則、ア及びイの両方の研修を受けた者のみ加算対象とする。

※2019年度に受講予定だった者のうち、自己都合以外の要因により研修が受講ができなかった者等については、2020年度に限り特例的に認める予定。

詳細は追って連絡するが、都道府県等においては、引き続き、対象となる研修のア又はイのいずれかの研修のみ修了している者が早期に両方の研修が修了できるよう、研修機会の確保や情報提供等に努めるようお願いしたい。

なお、各都道府県における社会的養護処遇改善加算対象の研修をとりまとめたので、参考にさせていただきたい。

※対象となる研修

アの研修：中堅職員相当向けの研修

イの研修：業務内容に応じた研修

また、2019（平成31）年度予算案では、

ア 児童養護施設等における人材を育成するための研修事業について、研修開催費用を新たに補助対象に追加

イ 児童指導員を目指す者を補助職員として雇用することにより、児童指導員等の夜勤等を含む業務負担を軽減するとともに、児童指導員の確保にもつながる児童養護施設等体制強化事業の創設

などを盛り込んでいる。

加えて、平成30年度第2次補正予算では、児童養護施設等における職員の業務負担軽減を図るため、ICT化の推進に資する機器の整備に要する費用を補助する事業を盛り込んでいる。

平成30年度第2次補正予算については、2019（平成31）年度に残額を繰り越して執行していくことを予定しているため、2019（平成31）年度予算と併せて、積極的に活用いただきたい。

② 児童指導員の資格要件への幼稚園教諭の追加等

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」については、本年2月に、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」に基づく地方公共団体からの御提案（平成30年）を踏まえ、児童指導員の資格要件に、幼稚園教諭の免許状を有する者を追加する等の改正を行っており、本年4月1日より施行される。

各都道府県等においては、必要な条例改正等の手続を進めていただくとともに、各施設等への周知をお願いする。

（6）施設運営の質の向上について

① 第三者評価の受審と公表

社会的養護関係施設については、平成24年4月より3か年度に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表が義務付けられている。現在、第三者評価については、平成30年度から2020年度までの3か年度間で実施されており、各都道府県等においては、未受審施設に対して、2020年度までの受審を促すようお願いする。

なお、第三者評価を受審しない年においても、各施設は第三者評価の項目に準じて自己評価の実施、公表を行うこと（「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第24条の3、第29条の3、第45条の3、第76条の2、第84条の3）となっているので、あわせて指導願いたい。

② 職員の資質向上のための研修（関連資料 1 参照）

児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業（各施設種別、職種別に行われる研修への参加促進や、障害児入所施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア等を実施している施設での実践研修を支援するもの）については、2019（平成31）年度予算案においても、引き続き実施するとともに、研修開催費用を新たに補助対象に追加することとしているので、職員の資質の向上や被措置児童等虐待を含めた子どもの権利擁護の徹底等の観点から、積極的に活用願いたい。

③ 施設長研修の実施について

施設長研修は、児童自立支援施設の任用時研修は国立武蔵野学院で行う仕組みとなっているほか、厚生労働大臣が指定する者（各施設団体）が行うこととなっている。この研修は任用要件であるとともに、2年に1回以上の受講を義務付けているが、2019（平成31）年度は社会的養護施設関係5団体が共催で10月7日～8日（大阪会場）、12月18日～19日（東京会場）にて研修の開催を予定している。

④ 基幹的職員の配置の推進

各施設において自立支援計画等の作成・進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員を配置することは、施設運営の質の向上に資するものである。基幹的職員が配置されていない施設がある都道府県等においては、基幹的職員の配置の検討をお願いする。

また、基幹的職員の要件となる研修を行う「基幹的職員研修事業」を補助事業として平成21年度より実施しているので、施設運営の質の向上に本事業の実施を検討していただきたい。

⑤ 国立武蔵野学院における研修の実施等（関連資料14参照）

国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所では、「基幹的職員研修事業」で研修の企画・実施を行う者（講師）向けの指導者養成研修、児童自立支援施設職員研修や児童相談所一時保護所職員に対する研修を実施しているので、各都道府県等におかれては研修への積極的な参加をご検討いただきたい。

また、国立武蔵野学院においては、「社会的養護における『育ち』『育て』を考える研究会」を設置し、社会的養護における子どもの「育ち」「育て」にかかわる実践的な課題等について継続的な検討を実施し、子どもの権利擁護の推進や職員の資質の向上などに資する資料の作成・提供を行っている。資料は武蔵野学院ホームページからダウ

ンロード可能であり、社会的養護における養育者や支援者の資質向上を図るための実践的な資料等を掲載しているので、活用をお願いします。

⑥ 児童自立支援施設及び児童心理治療施設における学校教育の導入について（関連資料15参照）

児童自立支援施設における学校教育については、平成9年に児童福祉法が改正され児童自立支援施設の施設長に入所児童を就学させる義務が課せられたが、平成30年10月1日現在の実施状況は、全58施設中、54施設となっている。

また、児童心理治療施設は、個々の子どもの学力等に応じた教育的支援が必要なことから、地元学校の特別支援学級の分教室や分校、特別支援学校の分校、分教室など個々の子どもに合わせた教育ができる体制を整える必要があるが、平成30年10月1日現在の学校教育の実施状況は、全50施設中、45施設となっている。

児童自立支援施設に入所する子どもが学校教育を受けられるよう、文部科学省とも連携を図っているところであるが、導入（実施）予定の立っていない都道府県等においては、児童福祉主管課と教育委員会、施設が密接に連携を取りながら、児童福祉法の趣旨に沿い、早期に導入（実施）できるよう一層のご尽力をお願いしますとともに、児童心理治療施設においても、個々の子どもの学力等に応じた教育的支援が行えるよう、積極的な学校教育の導入をお願いします。

⑦ 被措置児童等虐待について

児童福祉法改正により、平成21年4月から被措置児童等虐待の防止に関する事項が制度化されているが、毎年、施設職員等による被措置児童等への虐待事案が生じている。

都道府県等においては、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」（平成21年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）等により、被措置児童等虐待の発生予防から早期発見、迅速な対応、再発防止等に取り組んでいただいているところであるが、これまでの届出・通告状況、事実確認状況等を踏まえ、あらためて貴管内における被措置児童等虐待への対応体制について、子どもの最善の利益や権利擁護の観点に即したものになっているか確認願いたい。

また、平成28年3月に取りまとめた「被措置児童等虐待事例の分析に関する報告」では、平成21年度から平成25年度の被措置児童等虐待調査結果や個別事例の分析を行い、その検証結果や対応策を示しているので、参考にさせていただきたい。

特にすべての関係者に対する意識啓発や子どもへの周知については、不断の取組をお願いする。

その上で、被措置児童等の権利が侵害されている場合や生命・健康・生活が損なわれるような事態が予想される場合等には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境の確保をお願いする。また、不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応をお願いする。

また、児童福祉法第33条の16の規定により、都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待あった場合に講じた措置等を公表するものとされているため、各都道府県におかれては、被措置児童等虐待の状況等の公表につき、遺漏なきようお願いしたい。

なお、平成29年度における全国の被措置児童等虐待に係る届出・通告状況、事実確認状況等の調査については、現在、各都道府県等に協力いただいているところであるが、とりまとまり次第公表する予定であることを申し添える。

⑧ 児童養護施設等に入所する子ども間の性的暴力等の事案への対応について

児童養護施設等は、子どもたちが信頼できる大人や仲間の中で安心して生活を送ることができる場である必要があり、子ども間の性的暴力が起こることはあってはならない。

そのため、平成30年4月に、発生防止のための取組や、万が一事案が発生した場合の適切な対応、子どもへの周知・説明に関する取組例等を通知しており、各都道府県においては、子どもの権利擁護が図られるよう、引き続き、各施設等への周知・徹底を図っていただきたい。

[関連資料：家庭福祉課本課]

2019年度社会的養育の推進関係予算案等の概要

○ 平成28年改正児童福祉法に基づく「家庭養育優先原則」の徹底等に向けて、包括的な里親養育支援体制の整備や、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等に向けた取組の推進など、社会的養育を迅速かつ強力に推進する。

包括的な里親養育支援体制の構築

○ 里親養育包括支援（フォスタリング）事業<児童虐待・DV対策等総合支援事業>【拡充】

- ・ 里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務を一貫して担う包括的な里親養育支援体制を構築するため、
- ・ フォスタリング業務（包括的里親養育支援）を統括する責任者や、里親の開拓等を担う里親リクルーター、里親への研修等を担う里親トレーナーを新たに配置するとともに、

- ・ 委託後の家庭訪問等による養育支援を担う相談支援員を委託児童数に応じて加配するなど、支援体制を大幅に拡充する。

○ 里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業<里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業補助金>【新規】

- ・ フォスタリング業務を担う職員の人材育成に向けて、研修事業を創設。

特別養子縁組の推進

○ 養子縁組民間あっせん機関助成事業<児童虐待・DV対策等総合支援事業>【拡充】

- ・ 心理療法担当職員を配置し、定期的な家庭訪問等による養子縁組成立前後の養育支援体制の構築等、養親希望者への支援等にモデル的に取り組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援の拡充や、受審が義務化される第三者評価に要する費用を補助するとともに、養子縁組民間あっせん機関を利用する養親希望者の負担軽減を図るなど、特別養子縁組を推進する。

施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等に向けた取組の推進

○ 職員配置基準の強化<児童入所施設措置費等>【拡充】

- ・ 児童養護施設及び乳児院における小規模かつ地域分散化の推進を図るとともに、施設の職員配置基準の強化を含む高機能化及び多機能化・機能転換などを推進する。
- ・ 児童養護施設における生活単位の小規模かつ地域分散化の推進、小規模かつ地域分散化された生活単位（地域小規模児童養護施設及び定員6名の分園型小規模グループケア）における養育体制の充実（子ども：職員＝概ね6：3→6：4）
- ・ 児童養護施設におけるケアニーズが非常に高い子どものための「4人の生活単位」の類型の新設、当該生活単位における養育体制の充実（子ども：職員＝概ね6：3→4：4）
- ・ 乳児院におけるケアニーズが非常に高い子どものための「4人の生活単位」における養育体制の充実（子ども：職員＝概ね4：4→4：5）

○ 職員の処遇改善<児童入所施設措置費等>【拡充】

- ・ 児童養護施設・乳児院等の職員の人材確保に向けて、職員の更なる処遇改善（+1%）を図る。

○ 児童養護施設等体制強化事業<児童虐待・DV対策等総合支援事業>【新規】

- ・ 補助職員の活用により、児童指導員等の夜勤等を含む業務負担を軽減する。

○ 乳児院等多機能化推進事業<児童虐待・DV対策等総合支援事業>【拡充】

- ・ 乳児院等における育児指導機能の強化や医療機関との連携強化を図るとともに、定妊婦等への支援を行う産前・産後母子支援事業について、全国展開と併せて、新たに改修費等の補助を行う。

○ 児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業<児童虐待・DV対策等総合支援事業>【拡充】

- ・ 児童養護施設等の職員の資質向上に向けて、研修参加旅費や研修代替職員雇上費用等を補助することにより研修参加を促進するとともに、新たに児童養護施設等の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるために必要となる人材を育成するための研修開催費用を補助する。

自立支援の充実

○ 社会的養護自立支援事業、就学者自立生活援助事業<児童虐待・DV対策等総合支援事業>【拡充】

- ・ 措置解除後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を行う「社会的養護自立支援事業」について、高校卒業後に浪人した者等に対する学習塾費の支援など大学等への進学に向けた学習費や進学する際の支度費などの新たな補助等を行う。

里親養育包括支援（フオスタリング）事業

1. 事業内容

【平成31年度予算案】169億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの一貫した里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施する事業に要する費用を補助。

①里親制度等普及促進・リクルート事業

里親のリクルートに向けた現状分析や企画立案を行うとともに、それらを踏まえた積極的な広報啓発活動の実施により新たな里親を開拓する。

②里親研修・トレーニング等事業

里親に対する登録前研修や更新研修を実施するとともに、未委託里親や委託後の里親に対して、事例検討やロールプレイ、実習などのトレーニングを実施することにより、養育技術の維持、向上を図る。また、フォスタリング業務を担当する職員の研修への参加を促進し、資質向上を図る。

③里親委託推進等事業

子ども、実親及び里親家庭のアセスメントを踏まえた情報を基に、委託先の候補となる里親家庭の選定、委託の打診と丁寧な説明、子どもと里親の面会等を実施するとともに、委託後の子どもの自立に向けて、子どもや里親等の意向を踏まえた効果的な自立支援計画を作成する。

④里親訪問等支援事業

里親家庭等への定期的な訪問や夜間・休日の相談窓口の開設等により、相談に応じるとともに、子どもの状態の把握や里親等への援助を行う。また、里親等が集い、養育についての話し合い等相互の交流を定期的に行い、情報交換や養育技術の向上を図る。

⑤共働き家庭里親委託促進事業

企業に働きかけ、里親委託と就業の両立が可能となるような仕組みづくりを官民連携の下、共有し、分析・検証し、その成果を全国的に普及拡大する。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（設置予定市区）（民間団体等に委託して実施することも可）

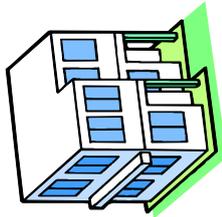
3. 補助基準額（案）

別添参照

4. 補助率

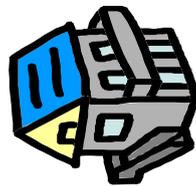
国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

リクルート、研修、マッチング、支援等を通じた一貫した里親支援体制



都道府県
(児童相談所)

事業の全部又は
一部を委託可能



社会福祉法人
NPO 等

「**継続責任者**」
《常勤》

リクルート

研修・トレーニング

マッチング

委託後支援・交流

広報の企画立案、講演会や説明会の開催等による
制度の普及啓発

「**里親リクルーター**」《常勤》、**リクルーター補助員**《非常勤》

登録前研修、更新研修の実施
委託後や未委託里親へのトレーニングの実施

「**里親トレーナー**」《常勤又は非常勤》

子どもと里親とのマッチング
自立支援計画の作成

「**里親等委託調整員**」《常勤》、**委託調整補助員**《非常勤》

委託後の里親家庭への訪問支援、夜間・休日相談
定期的な相互交流の場を設け、情報交換等を図る

「**里親等相談支援員**」《常勤》、**相談支援員補助員**《非常勤》、
「**心理訪問支援員**」《常勤又は非常勤》



里親支援事業

⇒ フォスタリング機関（里親養育包括支援）事業

の再編イメージ

・統括責任者《常勤》

※業務を統括する責任者（3つ以上の事業を実施する場合に加算）



【拡充内容】

- 事業の再編及び名称を変更
 - 研修事業・トレーニング事業を整理・統合
 - 共働き家庭里親委託促進事業から、夜間や土日の相談支援体制の整備事業を里親訪問等支援事業に編入
 - 名称を「里親支援事業」から「里親養育包括支援（フォスタリング）事業」に変更
 - 里親制度等普及促進・里親リクルート事業
 - 里親の開拓等を担うリクルーターの配置（常勤1人＋非常勤（新規里親登録数に応じて加算））
 - 補助単位を、「都道府県等」から「か所払い（フォスタリング機関単位・児童相談所設置単位）」に変更
 - 里親研修・トレーニング等事業
 - 里親トレーナーについて、常勤職員を配置した場合に加算（現行は非常勤）
 - 現在、研修の対象とされていない委託中の里親に対する研修を追加
 - フォスタリング機関職員の研修受講を促進するため、研修旅費・研修代替要員費を追加
 - 里親訪問等支援事業
 - 里親等委託児童数に応じて相談支援員補助員（非常勤）を加配
 - 統括責任者の配置
 - フォスタリング業務を包括的（3事業以上（*のうち3事業以上））に実施している場合に統括責任者を配置
 - * ①里親制度等普及促進・里親リクルート事業、②里親研修・トレーニング等事業、③里親委託推進等事業、④里親訪問等支援事業
- （運用改善）・中核市・特別区の児童相談所設置に向けて、実施主体に「児童相談所を設置予定の市区」を追加
- ・養子縁組里親等の支援について、養子縁組民間あっせん機関に委託可能であることを明確化

里親養育包括支援（フォスタリング）事業補助基準額（案）

2018年度

2019年度

統括責任者加算

5,781千円

里親制度等普及促進事業

4,581千円

里親制度等普及促進・里親リクルート事業

都道府県等が実施する場合

委託して実施する場合

里親リクルーター配置加算

新規里親登録件数

15件以上25件未満

25件以上35件未満

35件以上

1,966千円

1,311千円

5,643千円加算

1,239千円加算

1,771千円加算

2,304千円加算

里親トレーニング事業

7,447千円

里親研修・トレーニング等事業

都道府県等が実施する場合

委託して実施する場合

里親トレーニング配置加算（常勤）

里親トレーニング配置加算（非常勤）

研修代替要員費（1人当たり）

7,493千円

4,996千円

5,342千円加算

2,603千円加算

37千円

里親委託推進等事業

6,320千円

里親委託推進等事業

新規里親委託件数

15件以上30件未満

30件以上45件未満

45件以上

1,059千円加算

2,792千円加算

3,835千円加算

里親訪問等支援事業

9,712千円

里親訪問等支援事業

里親等委託児童数

20人以上40人未満

40人以上60人未満

60人以上80人未満

80人以上

2,227千円加算

4,125千円加算

7,436千円加算

10,040千円加算

心理訪問支援員配置加算（常勤）

心理訪問支援員配置加算（非常勤）

面会交流支援加算

夜間・土日相談対応強化加算

4,999千円加算

1,552千円加算

9,712千円

2,227千円加算

4,125千円加算

7,436千円加算

10,040千円加算

5,003千円加算

1,552千円加算

2,194千円加算

2,815千円加算

共働き家庭里親委託促進事業

5,536千円

共働き家庭里親委託促進事業

3,747千円

里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業

1. 事業内容

【平成31年度予算案】32百万円（里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業費補助金）

包括的な里親養育支援体制の構築に向け、どの地域においても、質の高い里親養育を実現するため、児童相談所のみならず、NPO法人等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等の「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて構築していくことが求められる。

このような体制の構築に向けて、児童相談所やNPO法人等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等の職員を対象とした研修事業を実施し、フォスタリング業務を担う職員の人材育成を進める。

（主な業務内容）

- ①研修の企画立案（カリキュラム、研修資料等） ※2018年度の調査研究により、研修カリキュラムを策定予定
- ②開催場所の選定（地域ブロック単位で実施）
- ③講師の選定・招聘
- ④研修の開催案内及び参加希望者の募集
- ⑤研修会の実施
- ⑥修了証の交付、修了者名簿の作成

2. 実施主体

法人（公募により選定）

3. 補助率

国：定額（10/10相当）

※別途、里親養育包括支援（フォスタリング）事業により、参加費用（旅費、代替職員雇上費）を補助。

1. 事業内容

【平成31年度予算案】169億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

民間養子縁組あっせん機関に対して、人材育成を進めるための研修の受講費用、「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」の施行に伴い対応が必要な第三者評価受講費用等を助成するとともに、実親や養親希望者等の負担軽減等に向けた支援体制の構築に向けたモデル事業を実施する。併せて、養親希望者の負担軽減を図る。

- ①養子縁組民間あっせん機関基本助成事業
 - i 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業
 - 養子縁組あっせん責任者研修及び民間あっせん機関の職員や児童相談所の職員等の資質向上を図るための研修に参加するための、旅費及び研修代替要員費、参加費用について補助
 - ii 第三者評価受審促進事業《新規》
 - 養子縁組民間あっせん機関が第三者評価を受審するための受講費用について補助

②養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業 ※公募により選定

- i 養親希望者等支援モデル事業
 - 児童相談所等の関係機関と連携し、子どもとの事前のマッチングや養子縁組後の相談・援助、養親同士の交流の提供など、養親希望者等の負担軽減に向けた支援体制を構築
- ii 障害児等支援モデル事業
 - 障害児や医療的ケア児など特別な支援を要する子どもを対象にしたあっせん及び養子縁組成立前後の支援体制を構築
- iii 心理療法定当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業《新規》
 - 心理療法定当職員を配置し、実親や養親希望者からの相談に応じるとともに、養子縁組成立後の実親への心理的ケア、養子縁組家庭への定期的な訪問や相談窓口の開設等により、養子縁組成立前後の心理的な負担を軽減するための相談支援体制を構築

iv 特定妊婦への支援体制構築モデル事業《新規》

産科医療機関とも連携して特定妊婦からの相談に応じるとともに、看護師を配置し、産科医療機関と連携した妊娠期のケアや、出産後の母子への養育支援、自立に向けた関係機関と連携した就業支援等、特定妊婦への支援体制を構築

③養親希望者手数料負担軽減事業《新規》

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんを利用する養親希望者は、児童相談所による場合と異なり、手数料を負担する可能性が高いことから、児童相談所が関与する養子縁組里親とのバランスを考慮して、養親希望者の手数料負担を軽減する。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市

3. 補助基準額 (案)

- ①養子縁組民間あっせん機関基本助成事業
- i 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業
受講者1人当たり 53千円
1か所当たり 300千円<<新規>>
 - ii 第三者評価受審促進事業
- ②養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業
- i 養親希望者等支援モデル事業
1か所当たり 4,183千円 → 4,551千円
 - ii 障害児等支援モデル事業
1か所当たり 2,484千円 → 2,942千円
 - iii 心理療法定当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業
1か所当たり 0千円 → 6,072千円<<新規>>
 - iv 特定妊婦への支援体制構築モデル事業
1か所当たり 0千円 → 6,244千円<<新規>>
- ③養親希望者手数料負担軽減事業 1人当たり 30万円を上限<<新規>>

4. 予算か所数

※養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業

- i 養親希望者等支援モデル事業 15か所
- ii 障害児等支援モデル事業 10か所
- iii 心理療法定当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業 15か所<<新規>>
- iv 特定妊婦への支援体制構築モデル事業 10か所<<新規>>

5. 補助率

国：1 / 2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1 / 2

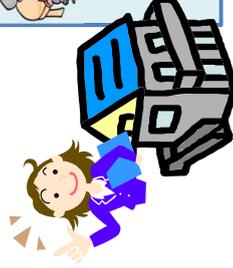
(参考) 2018年10月1日現在：11事業者 (許可を受けた事業者数) ※左記の他、許可申請中の事業者有り。



実親や養親希望者等の負担軽減等に向けたモデル的な取組

- 児童相談所等の関係機関と連携した支援
- 特別な支援を要する子どもあっせん及び支援
- 心理療法担当職員の定期的な家庭訪問等による養子縁組成立前後の養育支援<<新規>>
- 特定妊婦等に対する相談支援<<新規>>

民間あっせん機関を利用する養親希望者の手数料負担の軽減<<新規>>



児童入所施設措置費等国庫負担金

(平成30年度)

(平成31年度予算案)

対前年度増減額

126,647百万円

→

131,657百万円

(+5,010百万円)

1. 予算額の推移

(単位：百万円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度予算案
予算額	107,613 【108,874】	114,003 【114,853】	122,716 【123,466】	126,647	131,657

※【】内は補正後予算額等

2. 事業の目的

○ 児童入所施設措置費等は、都道府県等が児童福祉法に基づき児童養護施設等へ入所等の措置を行った場合、又は母子生活支援施設、助産施設及び児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の利用を希望する者の申し込みにより都道府県等と契約して入所した場合等に、その措置等に要する費用及び母子保護の実施、助産の実施若しくは児童自立生活援助の実施等に要する費用として、都道府県等が支弁した経費の一部を国が負担するものである。

3. 補助根拠

法律補助（児童福祉法第53条）

4. 補助率

国1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2

国1/2、都道府県1/4、市及び福祉事務所設置町村1/4※

※ 市及び福祉事務所設置町村が市町村立・私立の母子生活支援施設及び助産施設に入所させる場合。市（指定都市、中核市含む）町村において保育の措置を実施する場合は市町村。

5. 拡充内容【主なもの】

(1) 生活単位の小規模かつ地域分散化

項目	内容
児童養護施設における生活単位の小規模かつ地域分散化の推進	小規模グループケアの定員を引き下げることにより生活単位の小規模化を推進する。 ※既存の施設は当分の間経過措置を設ける 児童養護施設：6～8人 → 6人 児童心理治療施設：5～7人 → 5～6人
児童養護施設における小規模かつ地域分散化された生活単位における養育体制の充実	地域小規模児童養護施設及び定員6名の分園型小規模グループケアの養育体制の充実を図るため、職員を1名加配した場合の費用を支持する。

(2) 施設の高機能化

項目	内容
児童養護施設におけるケアニーズが非常に高い子どものための「4人の生活単位」の新設、当該生活単位における養育体制の充実	児童養護施設において、ケアニーズが非常に高い子どものための「4人の生活単位」の類型の新設し、かつ、当該生活単位における養育体制の充実を図るため、職員を4名（非常勤含む）を配置した場合の費用を支持する。 ※小規模グループケア加算との併用不可
乳児院におけるケアニーズが非常に高い乳幼児のための「4人の生活単位」における養育体制の充実	乳児院において、ケアニーズが非常に高い乳幼児のための「4人の生活単位」における養育体制の充実を図るため、職員を5名（非常勤含む）を配置した場合の費用を支持する。 ※小規模グループケア加算との併用不可

(3) 処遇改善

項目	内容
1%の処遇改善	児童養護施設等で働く保育士等に対して、平成29年度に行われた2%の処遇改善から、さらに1%の処遇改善を行う。

5. 拡充内容【主なもの】

(4) 自立支援の充実

項目	内容
補習費（特別育成費）の拡充	児童養護施設等入所者の大学進学を推進するため、「特別育成費」の「補習費」を月額15,000円から月額20,000円（高校3年生については25,000円）に増額する。
通学費（特別育成費）の新設	児童養護施設等入所者の学習機会を確保するため、「特別育成費」に「通学費」を新設し、通学にかかる実費を支弁する。
児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）における受託支度費の創設	自立援助ホームに入所する児童等が、速やかに生活基盤を整え、就労等の自立に繋げることができるよう、受託支度費を支弁する。 ※虐待等により保護者の援助が見込めない児童等に限る

(5) 一時保護機能の強化

項目	内容
一時保護専用施設の確保の推進	一時保護専用施設を複数設置できるよう「一時保護実施特別加算」の要件を見直す。
一時保護専用施設に保護された障害児等の支援体制の充実	一時保護専用施設に保護された障害児等の支援体制の充実を図るため、「一時保護実施特別加算」に障害児等を受け入れた場合の加算を創設する。

(6) その他

項目	内容
冷暖房費の創設	「冷暖房費」を創設し、夏期の冷房費用を支弁する ※これに伴い、事務用採暖費等を廃止する。

2019年度予算（案）における乳児院・児童養護施設の職員配置の強化策案

I 小規模かつ地域分散化された生活単位における対応

《児童養護施設における小規模かつ地域分散化された生活単位（分園）における職員配置》

(1) 分園型小規模グループケア

現状（～2018年度）	
定員	6～8人
配置基準	概ね6：3（＝2：1）
※定員6人（小学生以上）の場合	
基本的な人員配置	（4：1）→ 常勤1.5人
小規模グループケア加算	→ 常勤1人、非常勤1人加配

改善案（2019年度～）	
定員	6人
配置基準	概ね6：4（＝1.5：1）
※定員6人（小学生以上）の場合	
基本的な人員配置	（4：1）→ 常勤1.5人
小規模グループケア加算	→ 常勤1人、非常勤1人加配
地域分散化加算（仮称）	→ 常勤1人加配



強化策① 小規模かつ地域分散化された生活単位における養育体制の充実

➤小規模かつ地域分散化された生活単位（分園型小規模グループケア又は地域小規模児童養護施設）に常勤1人を加配

(2) 地域小規模児童養護施設

現状（～2018年度）	
定員	6人
配置基準	概ね6：3（＝2：1）
人員配置	→ 常勤2人、非常勤2人

改善案（2019年度～）	
定員	6人
配置基準	概ね6：4（＝1.5：1）
人員配置	→ 常勤2人、非常勤2人
地域分散化加算（仮称）	→ 常勤1人加配



II 高機能化された生活単位における対応

《児童養護施設における高機能化された生活単位における職員配置》

新設

現状（～2018年度）

定員 6～8人*
 配置基準 概ね 6：3（＝2：1）
 ※定員6人（小学生以上）の場合
 基本的人員配置（4：1）→ 常勤1、5人
 小規模グループケア加算 → 常勤1人、非常勤1人加配
 *現状、高機能化された生活単位（定員4人）に対応する予
 算措置無し

改善案（2019年度～）

定員：4人《新設》
 配置基準：概ね 4：4（＝1：1）
 人員配置 → 常勤3、非常勤2人
 ※新たに専門養育加算（仮称）を創設

強化策② ケアニーズが非常に高い子どものための「4人の生活単位」の類型の新設、当該生活単位における養育体制の充実

- ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職と連携した類型（4人定員の生活単位）を新設
- 現行の小規模グループケアに対して常勤1人分を加配した水準とする

《乳児院における高機能化された生活単位における職員配置》

現状（～2018年度）

定員：4～6人
 配置基準：概ね 4：4（＝1：1）
 ※定員4人（0・1歳児）の場合
 基本的人員配置（1・3：1）→ 常勤3人
 小規模グループケア加算 → 常勤1人、非常勤1人加配

改善案（2019年度～）

定員：4人
 配置基準：概ね 4：5（＝0.8：1）
 人員配置 → 常勤5人、非常勤1人
 ※新たに専門養育加算（仮称）を創設

強化策③ ケアニーズが非常に高い乳幼児のための「4人の生活単位」における養育体制の充実

- 現行の小規模グループケアに対して常勤1人分を加配した水準とする

民間児童養護施設等の職員の処遇改善

技能・経験に応じた処遇改善

支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善

- ① 支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を行う。
- 月額5千円の引上げ(④と合わせ1万円)
 - 一定の研修を修了し、主任児童指導員、主任保育士等として発令

職務分野別のリーダー的業務内容を評価した処遇改善

- ② 複数の小規模グループケアを統括し、円滑な運営を支援する業務内容を評価した処遇改善を行う。
- 月額3万5千円の引上げ(④と合わせ4万円)
 - 一定の研修を修了し、ユニットリーダー等として発令

業務の困難さを評価した処遇改善

- ③ 各々の職務分野でのリーダー的業務内容を評価した処遇改善を行う。
- (a)月額5千円、(b)1万5千円の引上げ(④と合わせ1万円又は2万円)
 - 一定の研修を修了し、以下の職員として発令
 - (a)家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員等
 - (b)小規模グループケアリーダー等

業務の困難さを評価した処遇改善

虐待や障害等のある子どもへの支援を本務とし夜間を含む業務を行う困難さに着目した処遇改善

- ④ 虐待や障害等のある子どもへの夜間を含む業務内容を評価した処遇改善を行う。
- 月額5千円の引上げ

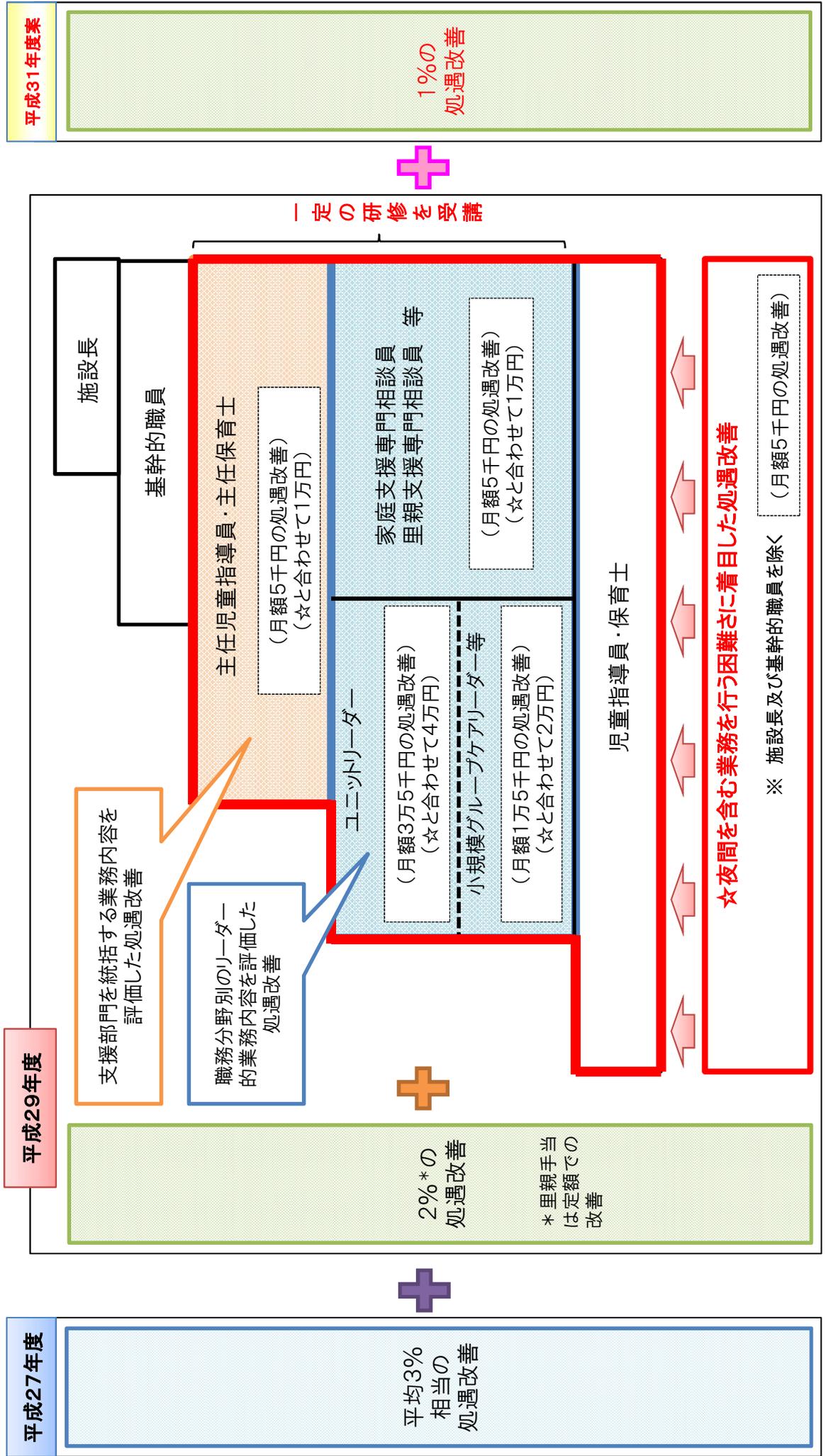
+6%等の処遇改善

- ⑤ +3%→+2%等→+1% = **合計+6%等の処遇改善**を実施する。

処遇改善

民間児童養護施設等の職員の処遇改善のイメージ

○ 平成27年度予算において民間児童養護施設等の平均3%の職員給与の改善を実施するとともに、平成29年度予算において児童指導員及び保育士の夜間を含む業務を行う困難さの評価に加え、研修実績と職務分野別のリーダー的業務内容や支援部門を統括する業務内容を評価した処遇改善を実施。平成31年度予算案においてさらに1%の処遇改善を行う。



乳 児 院 等 多 機 能 化 推 進 事 業

1. 事業内容

【平成31年度予算案】169億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

乳児院や児童養護施設等の高機能化及び多機能化・機能転換等を図るため、育児指導機能の強化や医療機関との連携強化、特定妊婦等への支援体制の強化等に係る事業の実施に要する費用を補助。

① 育児指導機能強化事業

乳児院等における保護者等への支援のため、施設に育児指導を行う者を配置し、子どもの発達段階に応じた子育て方法を一緒に行いながら伝えること等により、親子関係の強化や親子関係再構築のための育児指導機能の充実を図る。

② 医療機関等連携強化事業

乳児院等における医療機関との連携強化を図るため、医療機関との連絡調整等を担う職員を配置することにより、医療的ケアが必要な児童等の円滑な受入を促進する。

③ 産前・産後母子支援事業

妊娠前から、出産後の養育への支援が必要な妊婦等への支援体制を強化するため、乳児院や母子生活支援施設、産科医療機関等にコーデイネーターを配置し、妊娠期から出産後までの継続した支援を提供する。

- i 予期せぬ妊娠など妊娠、出産について悩む妊婦のための相談窓口を開設する。
- ii 相談等を通じて支援が必要な妊婦等を把握した時は、妊婦等の心身の状況や現在の生活状況を踏まえ、支援計画を作成する。
- iii 産前産後に必要となる妊娠相談、分娩、生活相談、同居支援について、既存資源の活用も含めて調整し、支援を提供する。
- iv 特定妊婦等や出産後の母と子に対して、一時保護委託等を受けることにより緊急的な住まいを提供し、看護師による専門性を活かした支援を実施するとともに、自立に向けた家事などの日常生活上の援助や住まいの確保に向けた支援等を行う。
- v 出産後、自ら子どもを育てることができない場合など、母親が希望する場合には、児童相談所と連携し、特別養子縁組に向けた支援を行う。

[拡充内容]

- ・2018年度まで実施していたモデル事業を全国展開 ※乳児院等多機能化推進事業に編入
- ・妊婦及び出産後の母子を入所させるために必要となる施設の改修費・備品費等を新たに補助対象に追加

2. 実施主体

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

3. 補助率

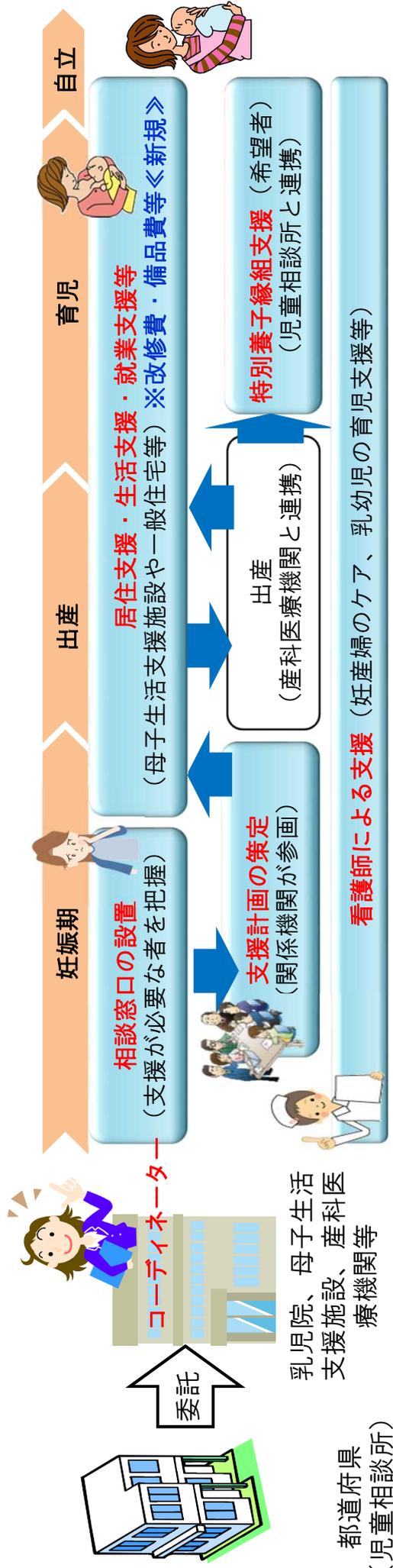
国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4 ※市及び福祉事務所設置町村が実施する場合

4. 補助基準額 (案)

- ① 育児指導機能強化事業
4, 887千円
- ② 医療機関等連携強化事業
 - i 連絡調整を担う職員
1, 924千円
 - ii 連絡調整を担う職員が看護職員であって、直接支援も実施する場合
2, 060千円
 - ア 医療的ケアが必要な児童が1人から5人以下の場合
4, 833千円
 - イ 医療的ケアが必要な児童が6人以上9人以下の場合
6, 257千円
 - ウ 医療的ケアが必要な児童が10人以上の場合
- ③ 産前・産後母子支援事業
 - i 支援コーディネーターの配置等
1か所当たり 7, 068千円
 - ii 看護師の配置等
1か所当たり 4, 838千円
 - iii 補助職員を配置する場合
1か所当たり 1, 059千円加算
 - 改修費・備品費等
1か所当たり 8, 000千円 《新規》

《産前・産後母子支援事業》



児童家庭支援センター運営等事業

1. 事業内容

【平成31年度予算案】169億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

- ①児童家庭支援センター運営事業
 - ・虐待や非行等、子ども福祉に関する問題につき、子ども、ひとり親家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行う。
 - ・児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な子ども及びその家庭についての指導を行う。
 - ・子どもや家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。
〔運用改善〕
 - ・事業費の補助基準額について、活動実績に応じて重点的に配分
- ②児童養護施設退所児童等に対する自立促進事業
自立援助ホームに心理担当職員を配置し、入居児童等に対し心理面からの自立支援を行う。
- ③指導委託促進事業
現在、都道府県又は児童相談所が行うこととされている要保護児童発見者からの通告があった場合等の児童又は保護者に対する指導などの業務について、児童家庭支援センター等に委託した場合の補助を行い、地域における相談・支援体制の強化を図る。
〔運用改善〕
 - ・件数の算定方法を月単位に変更

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

3. 補助基準額（案）

	(2018年度)	(2019年度)
①児童家庭支援センター運営事業		
事務費		
常勤心理職配置の場合	11,485千円	11,526千円
非常勤心理職配置の場合	7,650千円	7,687千円
件数区分に応じて	74千円～5,145千円	353千円～6,615千円
1か所当たり	400千円	400千円
②児童養護施設退所児童等に対する自立促進事業	1か所当たり	1,067千円
③指導委託促進事業	1件当たり（月）	106千円

4. 補助率

国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

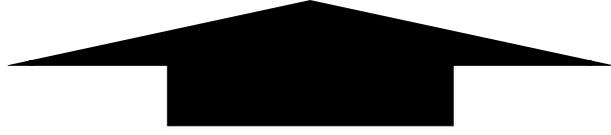
○「事業費」補助基準額の見直し内容

- ①活動実績の多いセンターに、より重点的に配分されるよう基準額表を改定。
- ②訪問相談を行った場合の活動実績の評価を引上げ。

※件数区分の算定の際、「訪問相談」の評価を倍に引上げ。（訪問相談件数×2で算定）

(2018年度)

件数区分	基準額
50件～ 299件	74,000
300件～ 599件	441,000
600件～ 899件	1,103,000
900件～1,399件	2,057,000
1,400件～1,899件	2,792,000
1,900件～2,399件	3,527,000
2,400件～2,899件	4,262,000
2,900件～3,399件	4,997,000
3,400件以上	5,145,000



(2019年度)

件数区分	基準額
50件～ 599件	352,800
600件～ 899件	937,550
900件～1,399件	1,851,300
1,400件～1,899件	2,792,000
1,900件～2,399件	3,527,000
2,400件～2,899件	4,262,000
2,900件～3,399件	4,997,000
3,400件～3,899件	5,732,000
3,900件～4,399件	6,467,000
4,400件以上	6,615,000

1. 事業内容

【平成31年度予算案】169億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

職員の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる児童養護施設等（※）に対して、補助職員の雇上費を補助することにより、施設の体制を強化し、児童指導員等の夜勤等を含む業務負担軽減、就業継続・離職防止を図る。

（※）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム

（補助要件）

- ・ 短時間正社員制度の導入など、職員の雇用管理や職場環境の改善を積極的に行っている事業者であること
- ・ 児童指導員の任用資格の取得を目指す者であって、資格要件を満たした後も引き続き当該勤務施設又は他の社会的養護関係施設（児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム）で勤務を続ける意欲を持った者で、認可権者が認める者であること。（補助対象となる期間は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条第1項第八号（高等学校卒業業者等）に該当する者は2年、第十号（中学校卒業業者等）に該当する者は3年を上限とする。）

2. 実施主体

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

3. 補助基準額（案）

1 か所当たり 3,833千円 《新規》

4. 補助率

国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市及び福祉事務所設置町村：1／4 ※市及び福祉事務所設置町村が実施する場合

児童養護施設等におけるICT化等推進事業

1. 事業目的・要求内容

平成30年度補正予算（第2号）所要額：6.8億円
（児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金）

児童養護施設等の職員の業務負担の軽減等を図るため、施設や都道府県等におけるICT化等の推進を図る。

①児童養護施設等における業務負担軽減のためのICT化推進事業

児童養護施設等（※）の職員の業務において負担となっている書類作成等の業務について、タブレット端末の活用による子どもの情報の共有やペーパーレス化等、施設のICT化の推進に資する機器等の整備を図る。

（※）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム

②情報連携体制整備事業

一時保護委託中の子どもたちの情報等を都道府県（児童相談所）と施設間で一元管理できるシステム及びセキュリティ対策の導入など、ICT化により児童相談所と施設等の情報連携を円滑に実施するための機器等の整備を図る。

③児童相談所におけるICT化推進事業

子どもたちの情報等の管理をシステム化するなど、児童相談所の職員の業務において負担となっている書類作成等の業務を軽減するため、児童相談所のICT化の推進に資する機器等の整備を図る。

④マイナンバー情報連携に係るシステム改修等

費用徴収に関する事務（児童入所施設措置費等、保育所措置費）について、マイナンバーによる情報連携によって、地方関係情報の提供を受け、事務を処理することが可能となるよう、個人番号制度におけるデータ標準レイアウトの改正に必要となる自治体システムの改修等にかかる経費に対して補助を行う。（連携開始は2019年7月を予定。）

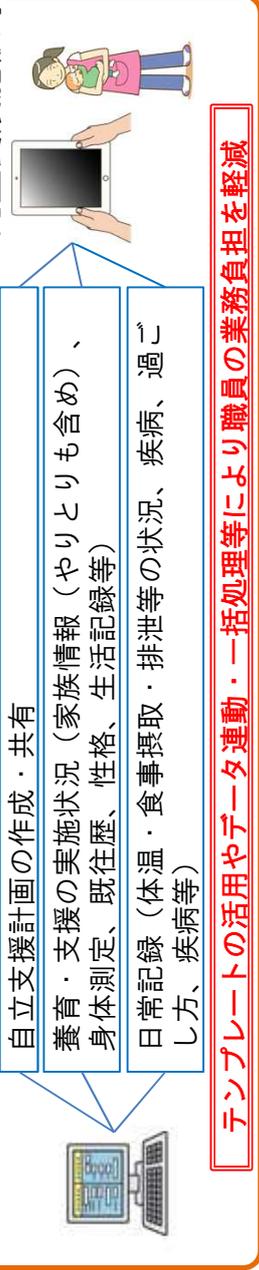
2. 実施主体

都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村、市区町村

3. 補助率

- ① 国：1/2、都道府県：指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/4、事業者：1/4
国：1/2、都道府県：1/8、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村：1/8、事業者：1/4
- ② 国：1/2、都道府県：指定都市・児童相談所設置市：1/2 ③ 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2
- ④ 国：2/3、都道府県：市区町村：1/3

児童養護施設等



システム改修
や機器等の整備
費用を補助

児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業

【平成31年度予算案】169億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

①短期研修

各施設種別、職種別に行われる研修への参加を促進し、入所児童に対するケアの充実を図る。（おおむね3～4日程度の宿泊研修を想定）

②長期研修

一定期間（1～3か月程度）、児童養護施設等の職員に対し、障害児施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア、家族関係訓練を実施している施設等において、専門性の共有化のための実践研修を行う。また、学生等の実習生を一定期間（2週間程度）受け入れ、実習指導を行い、実習を受けた学生等を非常勤職員として雇い施設体験を通して就労促進につなげる。なお、事業の実施に当たり、都道府県等に1か所研修調整機関を設け、研修の受入側と送り出し側の調整、代替職員のあっせん等事業の円滑な実施を図る。

③ 児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるうえで、必要な人材を育成するための研修を開催するための費用を補助する。《新規》

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可）

3. 補助基準額（案）

①短期研修	宿泊あり	1人当たり	132,000円
	宿泊なし	1人当たり	73,000円
②長期研修	送り出し施設	1人当たり	1,050,000円
	受入施設（他施設職員受入）	1人当たり	216,000円
	調整機関事務費	1自治体当たり	2,992,000円
	受入施設（実習生受入）	実習1回当たり	86,200円
	受入施設（実習生等就職促進）	1日当たり	3,760円
③研修開催費	1自治体当たり（各施設種別単位）		2,443,000円《新規》

4. 補助率

国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

1. 今回の計画策定の位置付け

- ・ 「社会的養護の課題と将来像」を基に、各都道府県で行われてきた取組については全面的に見直し、子どもの権利保障のために、できるだけ早期に、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められている。
- ・ その過程においては、子どもの最善の利益を念頭に、すべての子どもが健全に養育される権利を持っていることを十分踏まえ、子どもが不利益を被ることがないよう、十分な配慮が必要である。そのような取組が計画的かつ速やかに進められるよう、2019年度未までに策定する新たな計画について、国として、策定要領を示すものである。

2. 基本的考え方

- ・ 一般の見直しの対象は、在宅での支援から特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育や自立支援などが網羅されている。これらの項目すべては緊密につながっており、一体的かつ全体的な視点をしっかりと持って進めていく必要がある。
- ・ 都道府県や市区町村、特別養子縁組の養親、里親、乳児院等の児童福祉施設などの関係者に抜本的な改正となる平成28年改正児童福祉法の理念等が徹底されるとともに、何よりも子ども達の最善の利益のために着実に進めていくことが必要である。
- ・ 各都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもへの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び国における目標を十分に念頭に置き、計画期間中の具体的な数値目標と達成期限を設定し、その進捗管理を通じて、取組を強化する。
- ・ 国においては、毎年、各都道府県における計画の取組及び「評価のための指標」等を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行い、公表するとともに、進捗の検証を行って取組の促進を図る。
- ・ 今後、都道府県の計画が着実に実施できるよう、様々な施策に必要な財政支援の在り方が課題となってくる。厚生労働省としては、これらの課題への対応について、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。

3. 都道府県推進計画の記載事項

- | | |
|-------------------------------------|--|
| (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像 | (6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組 |
| (2) 当事者である子どもへの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー） | (7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 |
| (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組 | (8) 一時保護改革に向けた取組 |
| (4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み | (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組 |
| (5) 里親等への委託の推進に向けた取組 | (10) 児童相談所の強化等に向けた取組 |
| | (11) 留意事項 |

4. 項目ごとの策定要領

(1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- ・ 平成28年改正児童福祉法の理念及び「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益の実現に向けて、各都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を策定すること。
- ・ 国においては、必要な指標を提示し、毎年、計画の各取組の指標を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行う。

(2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）

- ・ 措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方針、子どもの権利を代弁する方策について、各都道府県の実情に応じた取組を進めること。
- ・ 併せて社会的養育に関する施策を検討する際にも、当事者である子ども（社会的養育経験者を含む。）の複数の参画を求めるとし、第三者による支援により適切な意見表明ができるような取組を行うこととする。

(3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

- ・ 市区町村の相談支援体制等の整備に向けた都道府県の支援・取組
- ・ 子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及、市区町村の支援メニュー（ショートステイ、トワイライトステイ）の充実、母子生活支援施設の活用について、都道府県の行う支援・取組を盛り込んだ計画を策定すること。
- ・ 子ども家庭支援に携わる職員の人材育成支援策に関する計画（都道府県の行う取組）を策定すること。
- ・ 児童家庭支援センターの機能強化および設置促進に向けた取組
- ・ 児童家庭支援センターの機能強化の計画および設置に向けた計画（設置時期・設置する地域）を策定すること。

(4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

- ・ 代替養育を必要とする子ども数を見込むこと。

< 代替養育を必要とする子ども数の見込みの推計方法の例 >

子ども数 × 推計・各歳毎） × 代替養育が必要となる割合（潜在的必要を含む。） = 代替養育を必要とする子ども数

- ・ 算式1・算式2 により算出された数値をそれぞれ明らかにした上で、里親等委託が必要ない子ども数を見込むこと。

代替養育を必要とする子ども数（年齢区分別） × 里親等委託が必要ない子どもの割合 = 里親等委託が必要ない子ども数

算式1 乳児院に半年以上、児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数等を基に機械的に算出

算式2 現に施設入所している全ケース（又は一部）のうち、里親等委託が必要ない子ども数を洗い出して算出

（注）里親等委託が必要ない子ども数については、家庭養育優先原則の理念に基づき、現状における委託可能な里親数等にとらわれず、子どもの状態や希望等に基づき判断すること。

- (5) 里親等への委託の推進に向けた取組
フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築
- ・ 都道府県が行うべき里親に関する業務（フォスタリング業務）の実施体制の構築に向けた計画を策定すること。
 - ・ 2020年度までに、各都道府県において、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスタリング業務）の包括的な実施体制を構築すること。
 - ・ 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み
 - ・ 里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込みを推計すること。その上で、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率の実現に向けて、2024年度時点及び2029年度時点における里親等委託率の目標を設定するとともに、必要な里親数等が確保されるべき時期の見込みを明らかにすること。
 - ・ 国においては、「概ね7年以内（3歳未満は概ね5年以内）に乳幼児の里親等委託率75%以上」、「概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上」の実現に向けて、取組を推進する。都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであり、及び上述した数値目標を十分に念頭に置き、個々の子どもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とする子どもの見込み等を踏まえ、数値目標と達成期限を設定する。なお、数値目標の設定は、子どもが健やかに養育される権利を保障する環境を整えるために必要な取組を計画的に進めるためのものである。個々の子どもに対する具体的な措置は、児童相談所における「家庭養育優先原則」を十分踏まえたアセスメントの結果によって、子どもの最善の利益の観点から行われるものであって、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではない。
 - ・ 国としては、必要な支援策を講じるとともに、委託率の引き上げの進捗と子どもの状況について丁寧フォローの上、都道府県の代替養育を必要とする子どもの状況や里親等委託の取組状況を評価し、支援の在り方や進め方について検証する。進捗状況は、毎年、公表する。
- (6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- ・ 特別養子縁組の推進・支援及び養子縁組支援のための体制の構築に向けた計画を策定すること。
 - ・ 子どもにとって永続的に安定した養育環境を提供することが重要であることから、特に、棄児、保護者が死亡し又は養育を望まず、他に養育できない親族等がない子どもや、新生児・乳幼児で長期的に実親の養育が望めない子ども、長期間にわたり親との交流がない子ども、虐待等の理由で親子分離され、その後の経過からみて家族再統合が極めて困難と判断された子どもなど、特別養子縁組の検討対象となる子どもの数を把握すること。その上で、実際の縁組には、実親との関係が子どもにとつてどのような意味を持つのかという点を含め、十分なアセスメントとマッチング等を行いつつ、特別養子縁組によるパーマネンシー保障を優先して検討すること。
 - ・ 国としても、各都道府県における特別養子縁組の成立件数の集計・公表を行うとともに、特別養子縁組制度のより一層の活用の検討を促していく観点から、概ね5年以内の年間1,000人以上の縁組成立を目指し、それらの情報を基に、制度への理解を進めるための広報の展開や養子縁組に関する制度の在り方の検討、民間機関への支援などを講じていく。

(7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

施設で養育が必要な子ども数の見込み

- ・ 「代替養育を必要とする子ども数の見込み」から、(4)の算式1及び算式2で算出された「里親等委託が必要な子ども数」をそれぞれ減じて算出された数値を明らかにした上で、施設で養育が必要な子ども数の見込みを算出すること。
- ・ 算出された必要数が現状を下回る場合、パーマネンシー保障が確立し、里親養育推進が実現するまでの間、保護が必要な子どもの行き場がなくなることのないよう、十分な受け皿を確保することに留意し、見込みを算出すること。
- 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- ・ 代替養育全体の在り方に関する計画を立て、それに基づいて施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた計画を策定すること。
- ・ 児童福祉法第3条の2の規定に則り、「できる限り良好な家庭的環境」を確保すべきであり、質の高い個別的なケアを実現するとともに、小規模かつ地域分散化された施設環境を確保することが重要である。
- ・ こうした考え方のもと、今後計画される施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先して進めていくこと。
- ・ なお、大舎から小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進める過程で、人材育成の観点から、本体施設から順次分散化施設を独立させていく方法や、過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく方法が考えられるが、どちらの場合にも、概ね10年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定すること。過渡的にユニット化する場合でも
 - ・ 同一敷地内での戸建て住宅型又はグループごとに独立した玄関のある合築型の施設内ユニットとするなど、生活単位を独立させるとともに
 - ・ 地域社会との良好な関係性の構築を十分に行うといった工夫を行うこと。
- ・ 既存の施設内ユニット型施設についても、概ね10年程度を目標に、小規模かつ地域分散化を進めるための人材育成計画を含めた計画を立てる。その際、既存ユニットは一時保護やショートステイのための専用施設や里親のレスパイト・ケアなど、多機能化・機能転換に向けて、積極的に活用を進めていくことが求められる。また、下記のような心理職や医師、看護師などの即時対応ができるケアニーズが非常に高い子どもへの専門的なケア形態への転換を図ることも可能である。
- ・ 小規模かつ地域分散化の例外として、ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合する場合もあり得る。このような場合においては、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数(将来的には4人まで)の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならない(概ね4単位程度まで)ことが求められている。そのため、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。

- (8) 一時保護改革に向けた取組
- ・ 「一時保護ガイドライン」を踏まえた既存の一時保護所の見直し項目及び見直し時期、一時保護所の必要定員数、一時保護専用施設や一時保護委託が可能な里親等・児童福祉施設等における確保数及び一時保護に関わる職員の育成方法と実施する時期等、一時保護改革に向けた計画を策定すること。
- (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- ・ 平成28年改正児童福祉法により自立のための支援が必要に応じて継続されるための仕組みが整備されたこと等を踏まえて、社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業の実施に向けた計画（実施予定時期、実施メニュー）及び自立援助ホームの実施など、社会的養護の子どもの自立支援策の強化のための取組について、実施に向けた計画を策定すること。
- (10) 児童相談所の強化等に向けた取組
- ・ 中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組
 - ・ 平成28年改正児童福祉法附則第3条の趣旨は全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることであることから、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、各都道府県における具体的な計画を策定すること。
 - ・ 都道府県（児童相談所）における人材確保・育成に向けた取組
 - ・ 児童相談所における各都道府県等（児童相談所）職員の配置など、子ども家庭福祉人材の確保・育成のための、具体的な計画を策定すること。
- (11) 留意事項
- ・ 各都道府県においては、この計画策定要領を基に、計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、2019年度末までに新たな計画の策定を行うこと。なお、計画の策定を待つことなく、2018年度からフォスタリング機能による包括的な里親養育支援体制の構築に向けて、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含めて、実施機能やその配置の調整・検討
 - ・ 乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて、各施設の意向の確認等、計画策定に向けた調整・検討
 - ・ これらに従事する人材の専門性の向上に向けた、人材育成の機会の確保のための取組
 - ・ 里親等委託が必要な子ども数の調査等
 - ・ について、可能なものから、順次速やかに取組を進めること。
 - ・ なお、国としても、児童虐待防止対策の強化に向けた更なる対応を検討していくこととしており、具体的な内容については追ってお示しする。その内容も踏まえて、速やかに取組を進めること。
 - ・ 全面的な見直し後の計画期間は2029年度を終期とし、2020年度から2024年度、2025年度から2029年度ごとの各期に区分して策定すること。計画の進捗状況について、毎年度検証するとともに、2020年度から2024年度の期末及び各期の中間年を目安として、進捗状況の検証結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って取組の促進を図ること。なお、国においては、区分された期間内でも毎年度ごとの都道府県の進捗状況を把握、評価し、公表するとともに、必要な支援策を検討する。

・ガイドラインの目的

平成28年改正によって児童福祉法に明記された家庭養育優先原則を受け、質の高い里親養育を実現するため、都道府県が行うべきフォスタリング業務の在り方を具体的に提示するとともに、フォスタリング業務を民間機関に委託する場合における留意点や、民間機関と児童相談所との関係の在り方を示すもの。

・フォスタリング業務とその重要性

質の高い里親養育を実現し、維持するとともに、関係機関による支援ネットワークを形成することにより、子どもの最善の利益の追求と実現を図ることが目的。このため、

- ・委託可能な里親を開拓・育成する
- ・相談しやすく、協働できる環境を作る
- ・安定した里親養育を継続できる（不調を防ぐ）

ことを成果目標とする。

フォスタリング業務とは、児童福祉法第11条第1項第2号に掲げる業務に相当する以下の業務。

- ・里親のリクルート及びアセスメント
- ・登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修
- ・子どもと里親家庭のマッチング
- ・里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）

フォスタリング業務は、一貫した体制の下に、継続的に提供されることが望ましい。

・フォスタリング機関と児童相談所

一連のフォスタリング業務を包括的に実施する機関を「フォスタリング機関」といい、都道府県知事から一連のフォスタリング業務の包括的な委託を受けた民間機関を「民間フォスタリング機関」という。フォスタリング業務は都道府県（児童相談所）の本来業務であり、まずは児童相談所がフォスタリング機関となることが想定されることが、民間機関への委託も可能。

一連の業務の包括的な委託を受ける民間フォスタリング機関の活用を積極的に検討し、地域の実情に応じた実施体制を構築。民間機関への委託の可否について、都道府県は、民間機関を育成するという視点をもって、将来的な民間フォスタリング機関への委託可能性も含めて検討。

フォスタリング業務全体の最終的な責任は児童相談所が負う民間フォスタリング機関と児童相談所は、信頼関係に基づく良好なパートナーシップを構築。情報共有を徹底し、協働して問題解決に当たる。

児童相談所の体制強化は引き続き必要であることに留意。

・フォスタリング機関の担い手及びチーム養育

民間フォスタリング機関には、

- ・民間ならではのリクルート手法による多様な里親の開拓
- ・児童相談所と異なる立場からのサポート等
- ・継続性・一貫性のある人材育成、里親との継続的關係構築といったメリットがある。乳児院や児童養護施設等は有力な担い手として期待される。

里親とフォスタリング機関が、チームを組みつつ子どもの養育を行う「チーム養育」が必要。

フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）及びその業務に関するガイドラインの概要

・フォスタリング機関の担い手及びチーム養育（つづき）

子どもに関係する市区町村、保健センター、教育委員会、学校、保育所等、医療機関、乳児院、児童養護施設等の関係機関についても支援者として「応援チーム」に位置づけ、里親養育を理解し支援する地域ネットワークの構築に努める。

・フォスタリング機関の職員体制とそれぞれの業務内容

職員体制については、統括者・ソーシャルワーカー・リクルーター・心理職・事務職員の配置が考えられる。

フォスタリング機関のソーシャルワーカーの業務は、以下のとおり。

- ・ 里親養育の心理的・実務的サポート
 - ・ 里親養育に関するスーパービジョン
（自立支援計画の作成・共有や進捗把握、養育水準向上に向けた助言・指導など）
 - ・ 里親養育の状況に応じた支援のコーディネート
（地域における関係機関を含めた支援体制構築や、レスパイト・ケアの利用勧奨など）
- フォスタリング業務を担う人材の育成に取り組む。

・フォスタリング業務の実施方法

民間フォスタリング機関による実施を念頭に、具体的事例を交えつつ記載

- 里親のリクルート及びアセスメント
- ・ 認知度向上に向けた取組を含む「攻めるリクルート」による登録候補者獲得
- ・ 里親になることへの不安や負担感を軽減する説明
- ・ 家庭訪問の実施を含めた丁寧な適性評価

登録前、登録後及び委託後における里親に対する研修

- ・ 里親のスキルアップを目指すとともに、アセスメントの機会としても活用。マッチングに活かす
- ・ 実践的内容とするとともに、里親同士の互助関係の醸成に努める

子どもと里親家庭のマッチング

- ・ マッチングは里親委託の成否を左右する極めて重要な要素
- ・ フォスタリング機関と児童相談所が情報を持ち寄り、細部にわたって共有しながらマッチングを図る

里親養育への支援

- ・ 定期的な家庭訪問や電話によるフォローを実施し、状況を把握
- ・ 里親養育の状況に応じて、関係機関による支援をコーディネートする
- ・ 実親との協働の大切さを見失うことのないよう、子どもと実親の関係性に関する支援を行い、子どもと里親の不安を緩和する
- ・ 里親家庭での養育が不安定になった場合や虐待など不適切な養育があった場合に、要因に応じて適切に対応する
- ・ 里親委託が不調となった場合には、子どもと里親の双方に対する十分なフォローを行う
- ・ 委託解除時は、里親の喪失感を軽減できるように配慮する

・「里親支援事業」の活用

都道府県における積極的活用

はじめに：高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて目指すべき方向性

- ・ 乳児院や児童養護施設については、家庭養育優先原則を進める中においても、施設での養育を必要とする子どもの養育に関し、「できる限り良好な家庭的環境」において、高機能化された養育や保護者等への支援を行うとともに、里親や在宅家庭への支援等を行うことなど、施設の高機能化・機能転換を図ることにより、更に専門性を高めることが期待されている。
- ・ この「進め方」は、平成30年度予算において可能である措置費等の活用方法、職員配置、運営方法などについてとりまとめ、円滑に取組を進められるよう、施設及び自治体関係者向けのマニュアル、参考資料として提供。
- ・ 取組を更に進めていくためには、必要な財政支援の在り方が課題。厚生労働省は、これらの課題への対応について、2019年度以降の予算において、安定的な財源の確保に向けて、引き続き最大限努力し、それらを踏まえて、本書も逐次改正。

第 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けて目指すべき方向性

- ・ 改正児童福祉法に基づく家庭養育優先原則の下では、施設の役割・機能を縮小させるものではなく、これまで以上に専門的で幅広くしていくことが求められる。
- ・ 具体的には、乳児院・児童養護施設においては、地域におけるニーズや資源の状況、自らの「強み」・「弱み」も踏まえつつ、以下の具体的な姿を念頭に、施設長等のリーダーシップの下、施設職員とともに、「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」となるよう、自らの施設を変革していくことを目指していくべき。

施設養育の高機能化の方向性

- ・ 家庭での養育が困難な子ども及び年長で今までの経緯より家庭的な生活をすることに拒否的になっている子どもに対して、早期の家庭復帰や里親委託等に向けた専門的な支援や自立支援を含め、更に専門性の高い施設養育を行うこと。
- ・ そのための専門性のある職員の配置及び小規模かつ地域分散化を推進すること。

多機能化・機能転換の方向性

- ・ 更に専門性を高めた上で、地域における家庭養育の支援を行うこと。
- ・ 具体的には、地域の実情等に応じ、以下に取り組むこと。
 - ①一時保護委託の受入体制の整備
 - ②養子縁組支援やフォスターリング機関（里親養育包括支援機関）の受託をはじめとする里親支援機能の強化
 - ③市区町村と連携した在宅支援や特定妊婦の支援強化

第 取組を進める上で活用可能な予算制度

- ・ 高機能化及び多機能化・機能転換に向けた以下の取組を進める上で、現在、活用可能な予算制度の要件や補助額等を紹介。
 1. 職員配置・専門職の配置の充実、小規模かつ地域分散化による養育機能の高機能化
 2. 在宅支援機能や里親支援機能をはじめとする多機能化・機能転換

第 改正児童福祉法や高機能化及び多機能化・機能転換を踏まえた小規模かつ地域分散化の更なる推進

1. 各施設が策定している小規模化・地域分散化に向けた計画を小規模かつ地域分散化に向けて見直し。
2. 今後計画される施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先。
3. 小規模かつ地域分散化等を進める過程で、人材育成の観点から、本体施設から順次分散化施設を独立させていく場合や、過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく場合にも、概ね10年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定するよう求める。過渡的にユニット化する場合でも、
 - ・ 同一敷地内での戸建て住宅型又はグループごとに独立した玄関のある合築型の施設内ユニットとするなど、生活単位を独立させるとともに
 - ・ 地域社会との良好な関係性の構築を十分に行うといった工夫を行うよう求める。
4. 既存の施設内ユニット型施設についても同様に、概ね10年程度で地域分散化等を図る計画の策定を求める。その際、既存ユニットは、多機能化・機能転換に向けて積極的に活用を進めていく。

小規模かつ地域分散化の例外

- ・ ケアニーズが非常に高い子どもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合する場合もあり得る。
- ・ このような場合においても、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数（将来的には4人程度まで）の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならない（概ね4単位程度まで）ことが求められている。そのため、厚生労働省としては、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力。

第 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた職員の人材育成

- ・ 高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を通じて「地域の社会的養育を支える専門的な拠点」への変革を進めるうえでは、それを担う職員の人材育成や確保が必要不可欠。人材育成に向けて、現在、活用可能な予算制度等を紹介。
- ・ 厚生労働省においては、職員の人材育成に向けて、職員向けの研修プログラムの開発や指導者養成研修の実施等に取り組みしていくこととしており、都道府県等においても、人材育成の機会の確保に努める。

第 計画的な推進に向けて

- ・ 都道府県等においては、各施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画や、小規模かつ地域分散化を進める計画の見直しの検討状況・課題等について随時ヒアリングを行うことにより、個々の実情を把握し、関係者との間で綿密な協議を重ねながら、適宜適切な助言や支援を行い、各施設において具体的かつ実現可能な計画が策定されるよう配慮。

ガイドラインの目的

一時保護は、子どもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するため、また、虐待を受けた子ども等の最善の利益を守るために行われるもの。

しかしながら、子ども一人一人の状態に合わせた個別的な対応が十分にできていないことがあることや、ケアに関する自治体間格差、学習権保障の観点からの問題、一時保護期間の長期化などの問題が指摘されている。

平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）により、子どもが権利の主体であること、家庭養育優先の理念とともに、一時保護の目的が、子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子ども自身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するためであることが明確化された。また、「新しい社会的養育ビジョン」（平成29年8月2日）においても、一時保護の見直しの必要性が提示された。

子どもを一時的にその養育環境から離す一時保護中においても、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要である。このため、本ガイドラインは、一時保護に関して指摘されている問題解決に向け、自治体や関係者が進むべき方針を共有し、一時保護を適切に行い、実効ある見直しを進めることを目的として示す。

一時保護の目的と性格

1 一時保護の目的

児童福祉法に基づく一時保護の目的（子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子ども自身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため）及び一時保護の判断を行う場合は、子どもの最善の利益を最優先に考慮する必要があることを記載。

2 一時保護の在り方

一時保護期間中は子どもと関わり寄り添うとともに、関係機関と連携しながら子どもや家族に対する支援を検討する期間となる。

一時保護を行うに当たっては、子どもや保護者の同意を得るよう努める必要があるが、子どもの安全確保が必要な場合は、子どもや保護者の同意がなくとも躊躇なく保護を行うべきである。

一時保護の有する機能として、子どもの安全確保のための「緊急保護」と子どもの心身の状況等を把握するために行う「アセスメント保護」がある。このほか一時保護の機能として、短期間の心理療法、カウンセリング等を行う短期入所指導がある。

一時保護の期間は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間とする。

緊急保護

虐待等により子どもを家庭から一時的に引き離す必要がある場合等、子どもの安全を確保するために行う。
子どもの自由な外出を制限する環境で保護する期間は、必要最小限とするほか、当該環境での保護の継続が必要
な場合は、子どもや保護者等の状況に応じ、その必要性を2週間以内など定期的に検討する。

アセスメント保護

子どもの適切な・具体的な援助指針を定めるため、一時保護による十分な行動観察等を含む総合的なアセスメント
が必要な場合に行う。アセスメントは、子どもの状況等に適した環境で行う。

3 子どもの権利擁護

一時保護中の子どもの意見表明や相談体制、不服申立て等の権利擁護のための仕組みに関すること、外出・通信・
面会・行動等を制限する場合の留意事項、被措置児童等虐待の防止等について記載。

4 一時保護の環境及び体制整備等

必要な一時保護に対応できる定員を設定し、地域の実情に合わせて、委託一時保護の活用等も含め、一人一人の子
どもの状況に応じた対応ができるよう、一時保護の環境整備や体制整備を図る。この際、里親家庭、一時保護専用施
設などで、可能な場合には、子どもの外出や通学ができるような配慮を行えるようにする。

5 一時保護の手続

一時保護の開始、継続（ ）、解除の手続及び留意事項等について記載。

平成29年の児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第69号）による家庭裁判所に対する引き続いての
一時保護の承認の申立てを含む。

一時保護所の運営

一時保護所の環境、入所手続、子どもの観察、保護中の子どもの生活環境（生活、食事、健康管理、教育・学習支援
等）等について記載。

委託一時保護

委託一時保護の考え方、手続等について記載。

一時保護生活における子どもへのケア、アセスメント

一時保護において子どもの安全を確保して安心感を与えるケアを行えるよう、初期から解除時までの一時保護における
各段階における対応、性被害を受けた子ども等特別な配慮が必要な子どもに対するケア、ケアを通じたアセスメントに関
する事項、留意事項等について記載。

	都道府県	国
2018年度	<p>検討の場の設置（随時実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当事者・関係者からの意見聴取 <p>ニーズ調査</p> <p>各施設との調整・助言</p> <p>フオスタリング業務実施体制の検討（民間フオスタリング機関の積極的な活用等）</p> <p>検討・調整状況の報告（2月～3月）</p>	<p>ブロック会議、研修会等での説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別説明会（8月～） 自治体からの要請を受けて随時実施 ・ 施設団体主催の研修会等での説明（9月～） ・ 全見相ブロック会議（10～11月） ・ フオスタリング機関の整備に関するアドバイザー派遣（1月～） <p>2019年度以降の施設整備費の採択方針の提示（11月）</p> <p>個別相談会（ヒアリング）の実施（1月～）</p> <p>事例等の周知（3月～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 先行自治体の検討状況の周知 ・ Q & A 等の作成・周知 <p>計画策定に向けた進捗状況の公表（3月）</p>
2019年度	<p>各施設の計画案の把握</p> <p>各都道府県における地域の代替養育の需要量や供給の見込（目標値を含む）の中間報告（夏頃）</p> <p>計画の原案取りまとめ（～12月頃）</p> <p>計画策定（～3月）</p>	<p>各自治体への助言・状況の把握（随時）</p> <p>地域の代替養育の需要量や供給の見込（目標値を含む）の中間まとめ（秋頃）</p> <p>各自治体への助言・状況の把握（随時）</p> <p>計画の取りまとめ・公表（3月～4月）</p>

里親養育包括支援体制構築アドバイザーの派遣について

(趣旨)

家庭養育優先原則を実現するためには、里親を増やすとともに、質の高い里親養育を提供することが必要であり、里親のリスクルト及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務を一貫して行うフォスタリング機関(里親養育包括支援機関)が確保されることが求められている。

このため、「フォスタリング機関(里親養育包括支援機関)及びその業務に関するガイドライン」の更なる周知を図り、ガイドラインに基づき取組が各自自治体で確実に進むよう、高度の知識、経験を有する学識経験者等を派遣するものである。

(アドバイザー名簿)

(五十音順、敬称略、計5名)

所 属	氏 名
長野大学社会福祉学部教授	上 鹿 渡 和 宏
日本女子大学人間社会学部社会福祉学科教授	林 浩 康
福岡市子ども総合相談センター所長	藤 林 武 史
日本社会事業大学専門職大学院教授	宮 島 清
NPO法人キーアセット代表	渡 邊 守

(派遣の流れ)

- 1 都道府県等 家庭福祉課
 ➤ 派遣依頼(派遣希望日時、研修会の内容、派遣希望アドバイザー)
- 2 家庭福祉課 アドバイザー
 ➤ 日程調整
- 3 家庭福祉課 都道府県等
 ➤ 日程調整結果の連絡、アドバイザーの連絡先を提供
- 4 派遣
 ➤ 旅費については、依頼者がアドバイザーに直接支払い
- 5 家庭福祉課 アドバイザー
 ➤ 謝金の支払い

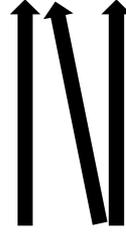
児童養護施設・乳児院の各施設の推進計画の策定に関する留意事項等について
(平成30年11月28日付け事務連絡(抜粋))

- 1 策定要領に示したとおり、児童養護施設及び乳児院については、「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」に向けた計画を策定することになっている。
- 2 この各施設の計画は、以下の内容を概ね10年程度で実現することを念頭に置き、「『乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方』について」(平成30年7月6日子発0706第3号厚生労働省子ども家庭局長通知)を参考にして策定いただきたい。
 - (1) 小規模かつ地域分散化の原則
 - ・小規模かつ地域分散化
 - ・小規模かつ地域分散化の例外としての生活単位の集合(4人程度の生活単位とし、概ね4単位程度まで)
 - (2) 高機能化
 - ・小規模かつ地域分散化された施設における、ケアニーズが高い子どもの養育体制の充実
 - ・小規模かつ地域分散化の例外としての生活単位の集合における、ケアニーズが非常に高い子ども養育体制の充実
 - ・小規模かつ地域分散化した施設との連携やこれらに対する専門的な支援も含まれる。
 - ・入所している子どもたちの早期の家庭復帰や養子縁組、里親委託の推進
 - (3) 多機能化・機能転換
 - ・一時保護委託の受入体制の整備
 - ・養子縁組支援やフォスタリング機関の受託等の里親支援機能の強化
 - ・在宅支援や特定妊婦の支援強化 等

3 各施設の計画には、具体的には、以下の事項を盛り込まれていることが必要である。

- (1) 施設内の養育に関し、以下の項目の箇所数及び定員(現状(2018年度末現在)から2029年度までの各年度末時点の見込み)

2018年度末現在
分園型小規模グループケア、 地域小規模児童養護施設 本体施設 ・施設内ユニット ・上記以外



2029年度末現在
分園型小規模グループケア、 地域小規模児童養護施設 ケアニーズが非常に高い子ども の養育のため、集合する生活 単位

- (2) 高機能化に向けての取組内容、及びこれらの実施予定時期
- (3) 多機能化・機能転換に向けての取組内容、及びこれらの実施予定時期

- (4) 人材育成計画
 - ・人材育成方針
 - ・キャリアアップシステムにおける育成レベルごとの研修計画（OJT、OFF-JT等）
 - ・小規模かつ地域分散化等に伴うスーパーバイズ体制
 - ・人材確保のため取組（新規・定着）等

4 厚生労働省においては、来年（2019年）の夏頃に、施設の計画に関する数値や予定される取組の内容について、各都道府県を通じて把握する予定としているので、それに向けて、各都道府県においては各施設への助言や調整をお願いする。

5 その際、各都道府県においては、今後の代替養育を必要とする子どもの見込み数を踏まえつつ、委託可能な里親の確保等といった家庭養育優先原則の徹底のための取組を最大限進めて行く中においても、必要となる施設養育の受け皿を確保し、保護が必要な子どもが行き場がなくなることがないよう、各施設とも十分調整いただきたい。

6 なお、厚生労働省においては、2019年度以降の予算において、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換が、子どもの最善の利益を保障するものとなるよう、施設職員の配置基準や専門性の強化に向けた財源の確保に向けて、最大限努力していくこととしているので、各施設の計画は、必要な財源が確保されることを前提として策定いただきたい。

平成31年度次世代育成支援対策施設整備交付金（乳児院及び児童養護施設分）に係る採択方針

平成31年度次世代育成支援対策施設整備交付金（乳児院及び児童養護施設分）に係る採択方針については、以下のとおりであり、都道府県等におかれては、施設整備計画協議書の作成に当たり、本採択方針に照らして十分な審査を行った上、内容を精査されたい。国としても、本採択方針を踏まえ、小規模かつ地域分散化された施設の創設や改築、増築等を優先して採択する予定である。

採択方針

1. 優先的に採択《小規模かつ地域分散化を積極的に推進》

地域小規模児童養護施設の整備
分園型小規模グループケアの整備

2. 条件付（ ）で採択《小規模かつ地域分散化を進める過程で過渡的に本体施設のユニット化を経る整備計画》

本体施設と同一敷地内の小規模グループケアの整備
本体施設内の小規模グループケア（ユニット化）の整備

〔（ ）概ね10年程度で、小規模かつ地域分散化を図るための整備方針（計画）を提出させ、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」の方向性と一致していることを条件とする。〕

3. 採択しない《大・中・小舎制を維持》

大・中・小舎（小規模グループケア以外）の整備

4. その他

防犯対策、耐震化工事及び老朽化した設備の更新など、子どもの安全対策に関わる大規模修繕については、別途、必要性等を考慮

（ ）概ね10年程度で、小規模かつ地域分散化を図るための整備方針（計画）

採択方針イメージ



定員（現在）		定員（2019年度整備後）		定員(将来の姿(概ね10年程度後))		整備方針（計画）	
分園型小規模GC	名	分園型小規模GC	名	分園型小規模GC	名	小規模かつ地域分散化に向けた検討状況・課題	
地域小規模	名	地域小規模	名	地域小規模	名	本整備後の小規模かつ地域分散化に向けた整備計画	
大・中・小舎	名	大・中・小舎	名	ケアニーズが非常に高い子どもたちのため、集合する生活単位	名	概ね10年程度で、小規模かつ地域分散化を図るための計画概要	
敷地内小規模GC	名	敷地内小規模GC	名	合計	名	生活単位の独立、地域社会との良好な関係性の構築のための工夫	
合計	名	合計	名	合計	名	などについて記載	

これに加え、高機能化、多機能化・機能転換についての実施メニュー、実施時期について記載

里親等委託率の推移

里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
 里親等委託率は、平成20年3月末の10.0%から、平成30年3月末には19.7%に上昇

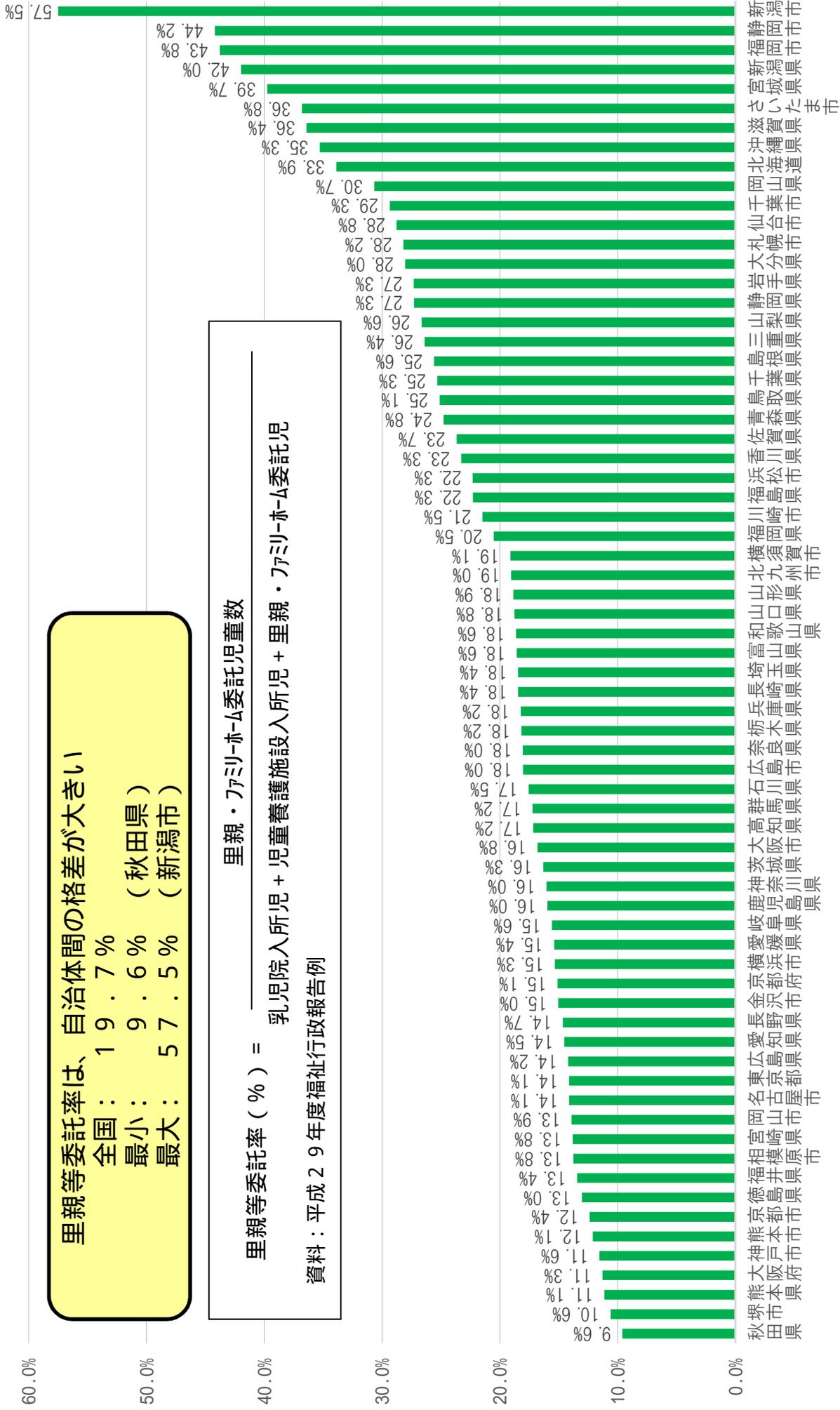
年度	児童養護施設		乳児院		里親等		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成19年度末	29,823	81.8	2,996	8.2	3,633	10.0	36,452	100
平成20年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成21年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成22年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	16.5	35,820	100
平成27年度末	26,587	74.5	2,882	8.0	6,234	17.5	35,703	100
平成28年度末	26,449	73.9	2,801	7.8	6,546	18.3	35,796	100
平成29年度末	25,282	73.9	2,706	7.8	6,858	19.7	34,846	100

里親等委託率

「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。
 ファミリーホームは、平成29年度末で347か所、委託児童1,434人。多くは里親、里親委託児童からの移行。
 （資料）福祉行政報告例（各年度末現在） 平成22年度の福島県の数値のみ家庭福祉課調べ

都道府県市別の里親等委託率の差

69都道府県市別里親等委託率（平成29年度末）



(参考) 都道府県別の里親等委託、乳児院、児童養護施設の児童数と割合

(資料) 福祉行政報告例(平成30年3月末現在)

	里親等		乳児院		養護施設		計	
	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率	数(人)	率
北海道	587	31.6%	41	2.2%	1,229	66.2%	1,857	
青森県	83	24.8%	37	11.0%	215	64.2%	335	
岩手県	104	27.3%	30	7.9%	247	64.8%	381	
宮城県	187	34.8%	60	11.2%	290	54.0%	537	
秋田県	19	9.6%	22	11.1%	157	79.3%	198	
山形県	46	18.9%	13	5.3%	185	75.8%	244	
福島県	88	22.3%	12	3.0%	295	74.7%	395	
茨城県	113	16.3%	56	8.1%	524	75.6%	693	
栃木県	116	18.2%	71	11.1%	452	70.7%	639	
群馬県	83	17.2%	38	7.9%	361	74.9%	482	
埼玉県	386	21.5%	172	9.6%	1,237	68.9%	1,795	
千葉県	321	25.8%	86	6.9%	835	67.2%	1,242	
東京都	540	14.1%	377	9.9%	2,907	76.0%	3,824	
神奈川県	337	16.7%	197	9.8%	1,479	73.5%	2,013	
新潟県	136	46.6%	25	8.6%	131	44.9%	292	
富山県	26	18.6%	10	7.1%	104	74.3%	140	
石川県	47	16.5%	20	7.0%	217	76.4%	284	
福井県	29	13.4%	14	6.5%	173	80.1%	216	
山梨県	82	26.6%	28	9.1%	198	64.3%	308	
長野県	90	14.7%	46	7.5%	478	77.9%	614	
岐阜県	85	15.6%	31	5.7%	430	78.8%	546	
静岡県	214	29.3%	55	7.5%	461	63.2%	730	
愛知県	262	14.4%	131	7.2%	1,432	78.5%	1,825	
三重県	134	26.4%	31	6.1%	343	67.5%	508	
滋賀県	107	36.4%	33	11.2%	154	52.4%	294	
京都府	96	13.5%	72	10.1%	542	76.3%	710	
大阪府	367	13.2%	309	11.2%	2,094	75.6%	2,770	
兵庫県	255	16.2%	121	7.7%	1,198	76.1%	1,574	
奈良県	59	18.0%	22	6.7%	246	75.2%	327	
和歌山県	76	18.6%	27	6.6%	305	74.8%	408	
鳥取県	59	25.1%	24	10.2%	152	64.7%	235	
島根県	44	25.6%	19	11.0%	109	63.4%	172	
岡山県	115	23.1%	18	3.6%	364	73.2%	497	
広島県	122	15.6%	39	5.0%	619	79.4%	780	
山口県	93	18.8%	21	4.2%	382	77.0%	496	
徳島県	34	13.0%	23	8.8%	204	78.2%	261	
香川県	44	23.3%	22	11.6%	123	65.1%	189	
愛媛県	74	15.4%	43	8.9%	364	75.7%	481	
高知県	64	17.2%	25	6.7%	284	76.1%	373	
福岡県	400	26.4%	103	6.8%	1,013	66.8%	1,516	
佐賀県	62	23.7%	17	6.5%	183	69.8%	262	
長崎県	88	18.4%	19	4.0%	370	77.6%	477	
熊本県	89	11.5%	48	6.2%	637	82.3%	774	
大分県	134	28.0%	13	2.7%	331	69.2%	478	
宮崎県	58	13.8%	24	5.7%	338	80.5%	420	
鹿児島県	115	16.0%	44	6.1%	562	77.9%	721	
沖縄県	188	35.3%	17	3.2%	328	61.5%	533	
全国	6,858	19.7%	2,706	7.8%	25,282	72.6%	34,846	

(注1)「里親等」にはファミリーホームへの委託児童数を含む。

(注2)各道府県の児童数と割合には、その区域内に所在する指定都市及び児童相談所設置市を含む。

里親等委託率の過去10年間の増加幅の大きい自治体

過去10年間で、新潟市が25.2%から57.5%へ増加するなど、里親等委託率を大幅に伸ばした県・市も多い。これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置や、里親支援機関の充実、体験発表会や、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力が行われている。

	増加幅 (H19 H29比較)	里親等委託率	
		平成19年度末	平成29年度末
1	新潟市	25.2%	57.5%
2	さいたま市	5.7%	36.8%
3	福岡市	15.6%	43.8%
4	静岡市	18.8%	44.2%
5	佐賀県	3.8%	23.7%
6	岡山県	5.1% (岡山市分を含む)	23.1% (岡山市分を含む)
7	千葉市	12.0%	29.3%
8	岩手県	11.2%	27.3%
9	長崎県	2.7%	18.4%
10	大分県	13.3%	28.0%

宮城県(26.9%増加:12.8% 39.7%)と仙台市(17.5%増加:11.2% 28.8%)については、増加幅が大きいものの、東日本大震災により親族による里親が増えた影響が含まれるため、除いている。

養子縁組あっせん事業者一覧（平成30年12月26日現在）

家庭福祉課調べ

（民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）に定める許可を受けたもの）

	事業所所在地 自治体名	事業者名
1	北海道	医療社団法人弘和会 産科婦人科病院
2	茨城県	特定非営利活動法人 NPO Babyぽけっと
3	埼玉県	医療法人きずな会 さめじまボンディングクリニック
4	埼玉県	一般社団法人 命をつなぐゆりかご
5	東京都	認定特定非営利活動法人 環の会
6	東京都	一般社団法人 アクロスジャパン
7	東京都	社会福祉法人 日本国際社会事業団
8	東京都	特定非営利活動法人 フローレンス
9	滋賀県	医療法人青葉会 神野レディスクリニック
10	奈良県	特定非営利活動法人 みぎわ
11	和歌山県	特定非営利活動法人 ストークサポート
12	山口県	医療法人社団諍友会 田中病院
13	札幌市	医療法人明日葉会 札幌マタニティ・ウイメンズホスピタル
14	神戸市	公益社団法人 家庭養護促進協会神戸事務所
15	岡山市	一般社団法人 岡山県ベビー救済協会
16	広島市	医療法人 河野産婦人科クリニック
17	熊本市	医療法人聖粒会 慈恵病院
18	熊本市	医療法人社団愛育会 福田病院 地域連携室 特別養子縁組部門

※ 上記のほか、同法の経過措置規定により、許可を受けていなくても事業を営むことができる事業者があります。詳細については、各都道府県までお問い合わせください。

「里親月間（里親を求める運動）」について

1. 目的

厚生労働省及び関係団体が主唱し、毎年10月を「里親月間（里親を求める運動）」と定め、都道府県、指定都市、児童相談所設置市が管内市町村や、児童福祉施設、里親支援機関、各地域の里親会や社会福祉協議会等の関係機関並びに関係団体の協力を得ながら、地域の実情に応じて里親制度に関する広報活動を展開、新規里親の開拓を行うなど里親委託を促進、里親家庭において適切な養育を確保し里親を孤立させないよう里親支援の充実を図り、併せて、里親組織の育成等に取り組みることにより、里親制度の一層の推進を図ることを目的とする。

2. 主唱・協力

主唱：厚生労働省、公益財団法人全国里親会、一般社団法人日本ファミリーホーム協議会

協力：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村、社会福祉法人全国社会福祉協議会、全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国福祉協議会、全国児童自立支援施設協議会、全国児童心理治療施設協議会、全国自立援助ホーム協議会、全国児童家庭支援センター協議会、公益財団法人日本財団、全国児童相談所長会、全国民生委員児童委員連合会、全国保育協議会、公益社団法人全国私立保育園連盟、社会福祉法人日本保育協会、公益社団法人日本PTA全国協議会、一般財団法人児童健全育成推進財団、全国地域活動連絡協議会、NPO法人子育てひろば全国連絡協議会

3. 取組方針

月間期間中、以下の基本的な方針により取り組む。

- (1) 里親制度の普及啓発の強化を図り、児童福祉関係機関・施設はもとより病院や学校、企業・事業所、地域住民等への理解を促すことにより、社会全体で里親を支援する気運づくりを行う。
- (2) 新規里親を積極的に開拓するとともに、併せて未委託里親への委託を進めるなど、里親委託数を増加させる。
- (3) 里親等への研修等を充実し、里親の養育技術の一層の向上を図る。
- (4) 児童相談所、里親支援機関、児童家庭支援センター等による里親支援の一層の拡充を図る。
- (5) 里親組織等を育成するとともに、活動の活性化を図る。

(配付先)

- ・自治体（都道府県・市区町村）
- ・鉄道会社（東急、京王、小田急、西武、京成、東武）
- ・都道府県中小企業団体中央会
- ・地方厚生（支）局

(ポスター)

(リーフレット)

- <表面・裏面（制度概要）>
- ・「里親になるための条件」や、「里親になるまでの流れ」、「どのような子どもが里親を必要としているか」などについて紹介

- <中面（インタビュー記事）>
- ・「実子の子育ての一段落後に里親になった方」、「不妊治療後に里親になった方」、「共働きで里親になった方」など、さまざまな「里親」家庭（いろいろある、「里親」のカタチ）の声を紹介
 - ・女優/サヘル・ローズさんからのメッセージ

全国里親大会の開催

(開催日)

11月17日(土)～11月18日(日)

(会場)

石川県地場産業振興センター(石川県金沢市)

(参加者)

全国の里親・里子、児童養護施設・乳児院・児童自立支援施設・児童心理治療施設・児童家庭支援センター関係者、里親支援専門相談員、市町村・児童相談所等児童福祉行政・教育委員会関係者、民生委員児童委員、里親研究者、里親制度及び児童福祉に関心のある方、学生等(参加定員500～600名)

(主催)

厚生労働省、石川県、金沢市、石川県里親会、全国里親会、東海・北陸ブロック里親連絡協議会

(共催)

NHK厚生文化事業団、テレビ朝日福祉文化事業団

(後援)

全国社会福祉協議会、全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、日本ファミリーホーム協議会、全国児童家庭支援センター協議会、石川県社会福祉協議会、金沢市社会福祉協議会、いしかわ結婚・子育て支援財団

(内容)

[初日]

- ・ 式典・顕彰：全国里親会会長表彰
- ・ 行政説明：厚生労働省、
- ・ 記念講演：認定特定非営利活動法人Living in Peace 慎 泰俊氏

[2日目]

・ 分科会

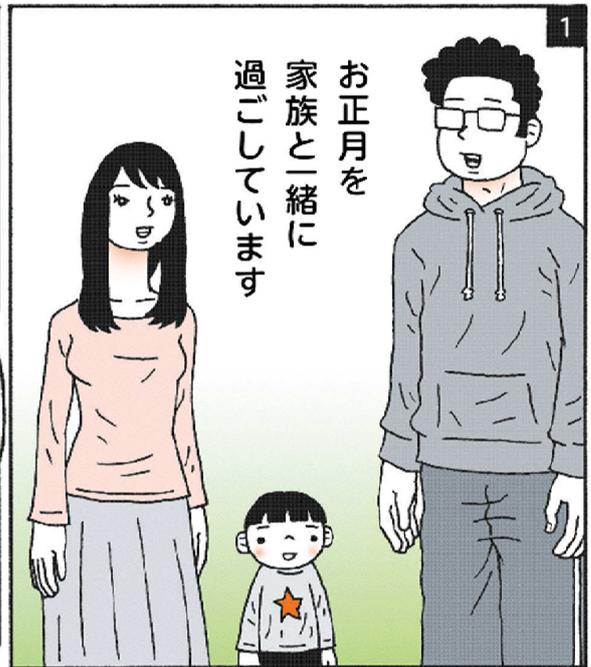
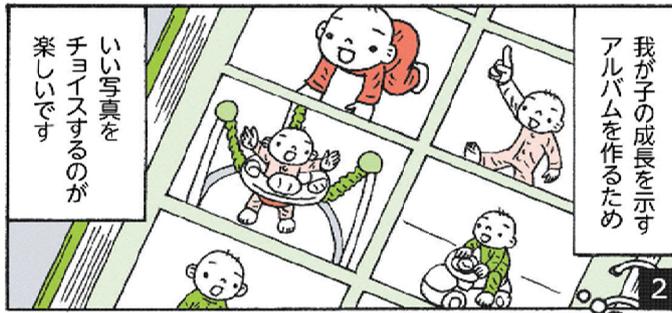
(講師等)奥山眞紀子氏(国立成育医療研究センターこころの診療部統括部長)、大谷幸代氏(シエきらり自立援助ホーム長)、荏保共子氏(こどもの里理事長)、山口修平氏(一宮学園副施設長)、中垣真通氏(子どもの虹情報研修センター研修課長)、岡田卓子氏(Babyぽけっと代表)、萬屋育子氏(CAPNA理事長)、法岡敬人氏(あすなる学園里親支援専門相談員)、坂本直子氏(梅光児童園里親支援専門相談員)、津崎哲郎氏(児童虐待防止協会理事長)、小林真理子氏(山梨英和大学副学長)、眞保和彦氏(静岡市里親会会長)、岩朝しのぶ氏(日本こども支援協会代表理事)、相澤仁氏(大分大学教授)

(補助事業等により実施するもの(株)毎日新聞社)

- ・別刷り大型特集記事(毎日新聞)+新聞広告(毎日新聞、毎日小学生新聞)
- ・ニュースサイトに大型特集記事(ニュースサイト「毎日新聞」)
- ・ツイッターでの情報拡散と複数のYoutube動画の連動
- ・国際フォーラムの開催(東京・大阪) 里親先進国の取組など
- ・百貨店でのイベント開催 企業協力を得て百貨店で啓発イベント

(政府広報等)

- ・報道発表 月間中の広報・イベント活動、地方自治体の取り組み事例等を紹介
- ・厚生労働省twitter
- ・厚生労働省facebook
- ・広報誌「共同参画」(記事掲載)
- ・政府広報新聞記事下広告(全国71紙)
- ・政府広報Yahoo!バナー広告
- ・政府広報オンライン(記事掲載)
- ・政府広報番組「霞が関からお知らせします」(BS-TBS)
- ・政府広報番組「秋元才加とJOYのWeekly Japan!!」(ラジオ)
- ・政府インターネットテレビ



●漫画: 古泉 智浩 漫画家。実体験をもとに「うちの子になりなよ(ある漫画家の里親入門)」、「うちの子になりなよ(里子を特別養子縁組しました)」を執筆。

こうして僕たちは特別養子縁組しました。

—「子どもが欲しい」と考えている人にぜひ知ってほしいです。—

子どもを育てたいと願うあなたへ 「特別養子縁組」とは、様々な事情により実親(生みの親)が子どもを育てられない場合に、実親との法的な親子関係を解消し、子どもを望む夫婦との間で新たな親子関係を結ぶ制度です。

※特別養子縁組は、民法第1091条に基づき行われます。

詳しくは児童相談所にお尋ねください。

全国共通ダイヤル **189** インターネット **全国児童相談所一覧** **検索**

厚生労働省

新生児等の新規措置の措置先（都道府県市別）（平成28年度）

（単位：人）

	乳幼児院への措置			里親への措置		
	0歳児 (1か月未満)	0歳児 (1か月以上)	1歳以上 2歳未満	0歳児 (1か月未満)	0歳児 (1か月以上)	1歳以上 2歳未満
北海道	4	2	0	11	10	11
青森県	8	1	3	0	1	3
岩手県	1	12	3	0	1	0
宮城県	0	0	0	0	0	0
秋田県	1	6	2	0	0	0
山形県	4	3	2	0	4	0
福島県	6	3	1	10	4	2
茨城県	16	13	2	0	3	3
栃木県	5	19	8	2	1	1
群馬県	6	26	7	4	5	1
埼玉県	27	62	34	0	9	10
千葉県	13	14	8	0	11	7
東京都	73	138	82	0	12	30
神奈川県	14	17	8	0	3	5
新潟県	3	5	1	1	2	0
富山県	6	9	3	0	2	0
石川県	4	5	1	0	2	0
福井県	4	3	1	0	1	1
山梨県	0	9	2	0	4	3
長野県	3	10	1	2	1	1
岐阜県	6	7	0	3	1	4
静岡県	5	6	5	8	1	2
愛知県	18	28	22	18	13	5
三重県	6	9	6	8	9	3
滋賀県	4	6	0	0	4	0
京都府	5	7	6	0	1	1
大阪府	21	41	15	10	18	9
兵庫県	10	21	14	3	3	1
奈良県	2	10	1	2	2	0
和歌山県	2	4	6	0	0	0
鳥取県	3	5	2	0	1	0
島根県	4	13	3	0	2	0
岡山県	0	0	0	2	2	3
広島県	2	5	10	1	1	1
山口県	11	6	2	0	1	1

家庭福祉課調べ

	乳幼児院への措置			里親への措置		
	0歳児 (1か月未満)	0歳児 (1か月以上)	1歳以上 2歳未満	0歳児 (1か月未満)	0歳児 (1か月以上)	1歳以上 2歳未満
徳島県	5	7	3	0	0	0
香川県	1	6	3	0	0	1
愛媛県	3	9	2	2	0	0
高知県	5	14	1	0	0	0
福岡県	13	15	6	1	4	1
佐賀県	4	5	3	1	4	0
長崎県	5	5	0	1	1	1
熊本県	1	5	2	0	0	1
大分県	19	0	0	2	7	9
宮崎県	6	8	4	1	1	0
鹿児島県	1	17	9	2	1	3
沖縄県	12	6	0	1	12	6
札幌市	1	7	8	0	2	5
仙台市	8	19	10	2	0	1
さいたま市	8	11	8	0	1	1
千葉市	0	8	1	0	0	2
横浜市	4	30	17	2	4	2
川崎市	8	16	11	2	3	1
相模原市	3	5	4	0	2	3
新潟市	1	3	1	0	5	2
静岡市	1	6	1	0	3	0
浜松市	2	2	1	0	3	2
名古屋市	0	30	9	1	2	1
京都市	5	6	1	0	1	1
大阪市	20	61	33	1	3	6
堺市	5	5	0	2	0	1
神戸市	2	17	7	0	4	4
岡山市	11	5	0	0	0	1
広島市	0	9	1	0	0	0
北九州市	5	6	5	0	3	4
福岡市	5	15	10	3	3	2
熊本市	0	8	6	0	4	4
横須賀市	1	0	1	0	1	0
金沢市	1	3	0	0	0	0
合計	463	894	429	109	209	173

乳児院退所後の措置変更先（都道府県市別）（平成28年度）

（単位：人、％）

	乳児院からの措置解除 児童数	乳児院からの措置変更児童数				乳児院からの措置解除 児童数	乳児院からの措置変更児童数				
		里親（FH含）へ		児童養護施設へ			里親（FH含）へ		児童養護施設へ		
		児童数	割合	児童数	割合		児童数	割合	児童数	割合	
北海道	5	3	0	0.0%	2	66.7%	1	10.0%	7	70.0%	2
青森県	21	10	6	60.0%	4	40.0%	4	66.7%	1	16.7%	1
岩手県	10	10	2	20.0%	8	80.0%	0	0.0%	8	80.0%	2
宮城県	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	11	91.7%	1
秋田県	16	3	0	0.0%	3	100.0%	0	0.0%	14	66.7%	3
山形県	7	8	7	87.5%	1	12.5%	0	0.0%	4	50.0%	0
福島県	1	10	4	40.0%	6	60.0%	0	0.0%	5	83.3%	1
茨城県	14	24	7	29.2%	17	70.8%	0	0.0%	7	77.8%	0
栃木県	21	21	0	0.0%	19	90.5%	2	66.7%	2	33.3%	0
群馬県	23	15	3	20.0%	12	80.0%	0	0.0%	14	87.5%	0
埼玉県	73	48	12	25.0%	25	52.1%	11	23.5%	12	70.6%	1
千葉県	14	27	13	48.1%	11	40.7%	3	54.5%	4	36.4%	1
東京都	179	137	56	40.9%	57	41.6%	24	25.0%	8	66.7%	1
神奈川県	10	21	15	71.4%	5	23.8%	1	20.0%	6	60.0%	2
新潟県	8	3	0	0.0%	3	100.0%	0	0.0%	2	66.7%	0
富山県	18	8	2	25.0%	6	75.0%	0	40.0%	2	40.0%	1
石川県	1	4	1	25.0%	1	25.0%	2	26.9%	17	65.4%	2
福井県	9	6	1	16.7%	4	66.7%	1	16.7%	10	83.3%	0
山梨県	3	8	4	50.0%	3	37.5%	1	66.7%	0	0.0%	1
長野県	16	4	0	0.0%	4	100.0%	0	60.0%	1	10.0%	3
岐阜県	7	4	1	25.0%	3	75.0%	0	66.7%	1	33.3%	0
静岡県	5	4	0	0.0%	4	100.0%	0	0.0%	2	66.7%	1
愛知県	28	37	16	43.2%	18	48.6%	3	12.5%	15	62.5%	6
三重県	16	12	6	50.0%	5	41.7%	1	0.0%	13	100.0%	0
滋賀県	4	7	5	71.4%	1	14.3%	1	12.7%	35	63.6%	13
京都府	8	12	3	25.0%	8	66.7%	1	25.0%	5	62.5%	1
大阪府	37	48	13	27.1%	29	60.4%	6	53.8%	5	38.5%	1
兵庫県	21	28	6	21.4%	21	75.0%	1	36.4%	6	54.5%	1
奈良県	11	11	0	0.0%	11	100.0%	0	0.0%	9	100.0%	0
和歌山県	6	10	2	20.0%	8	80.0%	0	15.4%	8	61.5%	3
鳥取県	2	7	1	14.3%	2	28.6%	4	46.2%	6	46.2%	1
島根県	11	3	1	33.3%	1	33.3%	1	52.9%	8	47.1%	0
岡山県	0	0	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	100.0%	0
広島県	10	12	3	25.0%	9	75.0%	0	50.0%	2	50.0%	0
山口県	8	13	5	38.5%	5	38.5%	3	30.2%	567	58.0%	116
合計											

1. 事業内容

【平成31年度予算案】169億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

社会的養護自立支援事業

里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する事業に要する費用を補助。

〔拡充内容〕

- ・ 本事業による支援を受けながら、大学等への進学を希望する者に対して、以下の支援を行う。
 - 高校卒業後に浪人した者で進学の希望を引き続き持つ者等に対して、学習塾に通う費用等を支援
 - 4年制の定時制高校に通う場合や、やむを得ない事由による留年等により18歳到達後に高校等に通学する場合の授業料を支援
- 本事業の支援を受けた後に、大学等へ進学する場合や就職する場合の支度費を支援
- ・ 対象者に母子生活支援施設に入所していた者で、18歳（保護の延長の場合は20歳）到達により保護を解除された者を追加

身元保証人確保対策事業

児童養護施設や婦人保護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結する。その保険料に対して補助を行う。

2. 実施主体

都道府県・指定都市・児童相談所設置市（民間団体等に委託して実施することも可） 母子生活支援施設：市及び福祉事務所設置町村
 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村

3. 補助基準額（案）

社会的養護自立支援事業

- ・ 支援コーナーネイター配置 1 か所当たり 6,131千円
- ・ 居住費支援 1人当たり月額
 - 里親86千円、ファミリーホーム173千円、児童養護施設309千円、
 - 児童心理治療施設439千円、児童自立支援施設47千円、自立援助ホーム224千円、
 - 母子生活支援施設105千円 新規、一般住宅（就学後中退した者）50千円
- ・ 生活費支援 1人当たり月額
 - 就学・就労をしていない者50,540円、就学している者11,020円、
 - 一般住宅（就学後中退した者）50,000円、児童用採暖費2,225円
- ・ 生活相談支援 1か所当たり
- ・ 就労相談支援 1チーム当たり 5,732千円

・学費等支援 **新規**

特別育成費	1人当たり月額	23,985円	資格取得等特別加算	1人当たり	56,570円
補習費	1人当たり月額	15,000円	補習費特別分	1人当たり月額	25,000円
就職支度費	1人当たり	81,260円	特別基準分	1人当たり	194,930円
大学進学等自立生活支度費	一般分	1人当たり81,260円	特別基準分	1人当たり	194,930円

身元保証人確保対策事業

- ・就職時の身元保証 年間保険料 10,560円
- ・賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 年間保険料 19,152円
- ・大学・高等学校等入学時の身元保証 年間保険料 10,560円

4. 補助率

国：1 / 2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1 / 2
 国：1 / 2、都道府県：1 / 4、市及び福祉事務所設置町村：1 / 4



支援コーディネーター
 (全体を統括)

関係機関と連携しながら、継続支援計画に基づき支援状況を把握し、生活状況の変化などに応じて計画を見直し

生活相談支援担当職員 (生活相談支援)

- ・居住、家庭、交友関係・将来への不安等に関する生活上の相談支援
- ・対象者が気軽に集まる場を提供する等の自助グループ活動の育成支援 等

就労相談支援担当職員 (就労相談支援)

- ・雇用先となる職場の開拓
- ・就職面接等のアドバイス
- ・事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ 等



対象者の状況に応じて必要な支援を実施

支援担当者会議の開催
 (本人・児相・里親・職員等)

継続支援計画の作成
 (措置解除前に作成)



里親・児童養護施設等

(措置延長の場合は20歳)

18歳

措置解除

家庭復帰・自立



家賃・生活費について「自立支援資金貸付事業」の活用が可能



里親・児童養護施設等

拡充 母子生活支援施設を追加

- ・**居住費支援 (里親・施設の居住費を支援)**
- ・**生活費支援 (大学進学者等の生活費を支援)**
- ・**学習費等支援 (進学希望者の学習塾費等を支援) 《新規》**

身元保証 (就職時、賃貸住宅等の賃借時、大学等進学時の身元保証 (身元保証人 (里親、施設長等) の損害保険料を支援))

22歳

身元保証人確保対策事業について

1. 事業内容

児童養護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる場合の損害保険契約の保険料に対して補助を行う。

対象施設等... 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、里親、ファミリーホーム、児童相談所一時保護所（一時保護委託含む）、自立援助ホーム、母子生活支援施設、婦人保護施設、婦人相談所一時保護所（一時保護委託含む）

対象者... 上記施設等を退所（措置解除）する子どもや女性で、就職やアパート等を賃借する際に、身元保証人を確保できない者

対象となる... 施設長（～を除く）、里親：児童相談所長、ファミリーホーム：養育者又は児童相談所長、自立援助ホーム：設置（経営）主体の代表者又は児童相談所長、一時保護所（児童・婦人）：それぞれの所長

2. 補助単価（29年度） 就職 [10,560円/1人]、アパート等賃借 [19,152円/1人]、大学等入学 [10,560円/1人]

保証範囲... 就職：被保証人が雇用主のためにその業務を遂行するにあたり又は自己の職務上の地位を利用して雇用主またはその他の者に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対する保証

アパート等賃借：被保証人との間で締結された賃貸借契約に基づき、貸主に対して負担する債務のうち、家賃・原状回復費用等が履行されないことにより連帯保証人が被った損害に対する保証

大学等入学：被保証人が大学などの教育機関における就学に関し、学費の滞納など教育機関に損害を与えた結果、身元保証人が被った損害に対する保証

保証限度額... 就職：200万円、アパート等賃借：120万円、大学等入学：200万円

3. 実施主体
運営主体
都道府県、市及び福祉事務所設置町村
全国社会福祉協議会

4. 補助根拠
予算補助
児童虐待・DV対策等総合支援事業

5. 補助率
国 1 / 2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市 1 / 2）
母子生活支援施設について、一般市及び福祉事務所設置町村が措置した場合は、
国 1 / 2、都道府県 1 / 4、一般市及び福祉事務所設置町村 1 / 4

18歳以降の措置延長制度について

児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できるとされている。

実際の運用は、18歳の年度末（高校卒業時点）で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下（平成22年度高校卒業児童）となっていることから、平成23年12月に積極的活用を図るよう通知した。

児童養護施設の高校卒業児童に係る措置延長児童数及び高校卒業児童に占める割合

H22：153人（9.6%） H23：182人（11.8%） H24：263人（16.2%） H25：231人（13.4%）

H26：293人（16.3%） H27：275人（15.1%） H28：292人（17.3%）

児童福祉法 第31条（保護期間の延長等）

2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、引き続き同項第3号の規定による委託を継続し、若しくはその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ることができる。

児童相談所運営指針（平成23.5 児発133）

（5）在所期間の延長

ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで更に施設入所を継続させることができる。（法第31条）

特に子ども自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。（略）

児童養護施設等及び里親等の措置延長等について（平成23.12.28 児発1228第2号）

1 措置延長の積極的活用について 児童養護施設等に入所した児童や里親等に委託した児童については、…、満18歳を超えて満20歳に達するまでの間、引き続き措置を行うことができることから、当該規定を積極的に活用すること。

具体的には、

大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等

障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの

などの場合、児童養護施設等や里親等の意見を聞き、あらかじめ、児童等及びその保護者の意向を確認するとともに、延長することが必要と判断された場合に活用すること。

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

平成27年度補正予算：67.4億円、平成30年度補正予算（第2号）案：20.3億円

【目的】

児童養護施設や自立援助ホーム等を退所した者等であって就職した者又は大学等へ進学した者のうち、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者又はそれが見込まれる者に対して、家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、これらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

また、児童養護施設や自立援助ホーム等に入所中の者等に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付を行うことで、これらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

【貸付対象者及び貸付額等】

①就職者：就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者。

【貸付額：家賃貸付として家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）】

【貸付期間：2年】

②進学者：大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者。

【貸付額：家賃貸付として家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、生活費貸付として月額5万円】

【貸付期間：正規修学年数】

資格取得希望者：児童養護施設等に入所中の者等であって、就職に必要な各種資格を取得することを希望する者。

【貸付額：資格取得貸付として実費（上限25万円）】

【貸付金の返還免除】

一定の条件（家賃貸付及び生活費貸付は5年間の就業継続、資格取得貸付は2年間の就業継続）を満たした場合には返還免除

【貸付事業の実施主体】

①都道府県（都道府県が適当と認めた者への委託も可能）

②都道府県が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人などの民間法人（都道府県が貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）

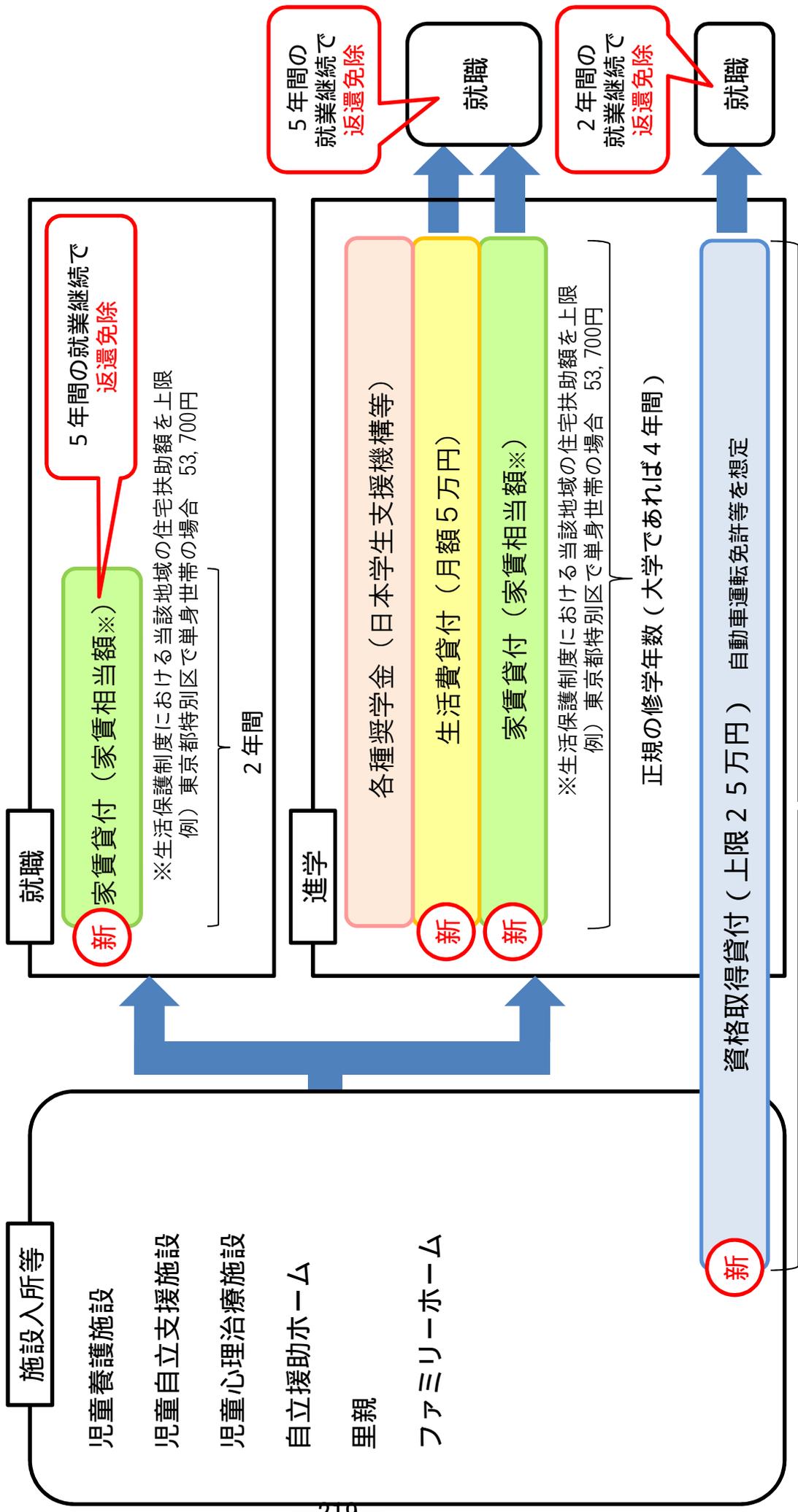
【補助率】

①の場合 9/10（国9/10、都道府県1/10）

②の場合 定額（9/10相当） 都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付

児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、家賃相当額の貸付及び生活費の貸付を行う。
また、児童養護施設等の入所中の子ども等を対象に、就職に必要な各種資格を取得するための経費について貸付を行う。



施設入所・里親委託中又は施設退所・里親委託解除後4年以内で大学等に在学している間

児童養護施設退所者等自立支援資金貸付金に係る非課税措置の創設 （所得税・個人住民税）

1. 大綱の概要

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業による金銭の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の免除を受ける場合には、当該免除により受ける経済的な利益の価額については、非課税措置を講ずる。

2. 制度の内容

- 「**児童養護施設退所者等自立支援資金貸付金**」事業では、社会的養護経験者に対し、その自立支援を促進するため、就職や進学をする際に、家賃貸付、生活費貸付、資格取得貸付を行っている。
- この貸付金制度では、以下の場合に**返済免除**となる。
 - 家賃貸付・生活費貸付：5年間の就業継続
 - 資格取得貸付：2年間の就業継続
- この際に生じる**債務免除益**については、現行税制においては、その全額が所得税法上、返済免除の行われた年度の一時所得として課税対象になることから、社会的養護経験者に**大きな税負担が生じ、本事業の趣旨である自立支援の妨げ**となる。
- そのため、「**児童養護施設退所者等自立支援資金貸付金**」事業における**債務免除益**について、**非課税措置を講じる**。

措置費による教育及び自立支援の経費

平成21年度に幼稚園費、学習塾費、部活動費を新設するなど、教育費の充実に努めている。
 平成24年度に資格取得等のための高校生の特別育成費の加算を新設するとともに、就職・大学進学等支度費の増額を行った。
 平成25年度には、特別育成費のうち就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費の支弁について義務教育終了児童のうち高等学校等に在学していないものも対象とした。
 平成27年度には、特別育成費に補習費、補習費特別保護単価を創設。
 平成31年度予算案では、高等学校在学中の通学費を新設するとともに、補習費を増額した。

		支弁される額 (平成31年度(案))
幼稚園費	実費	平成21年度～
入進学支度費	小学校1年生：40,600円(年額/1人) 中学校1年生：47,400円(年額/1人)	
教育費	学用品費等	小学校：2,170円(月額/1人) 中学校：4,300円(月額/1人)
	教材代	実費
	通学費	実費
	学習塾費	実費(中学生を対象) 平成21年度～
	部活動費	実費
特別育成費	公立高校：22,910円(月額/1人)	
	私立高校：33,910円(月額/1人)	
	通学費：実費 平成31年度～	
	高等学校第1学年の入学時特別加算：61,090円(年額/1人)	
	資格取得等のための特別加算(高校3年生)：56,570円(年額/1人) 平成24年度～	
補習費(学習塾費等)：20,000円(高校3年生は+5,000円)(月額/1人)		
補習費特別保護単価(個別学習支援)：25,000円(月額/1人)		
学校給食費	実費(小学生及び中学生を対象)	
見学旅行費	小学校6年生：21,190円(年額/1人)	
	中学校3年生：57,290円(年額/1人)	
	高等学校3年生：111,290円(年額/1人)	
就職、大学進学等支度費	就職支度費・大学進学等自立生活支度費：81,260円(1人1回) 特別基準(親の経済的援助が見込めない場合の加算)：194,930円	合計276,190円

平成31年度 国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所 研修日程(案)

<児童自立支援施設職員研修>

武蔵野:国立武蔵野学院
きぬ川:国立きぬ川学院

研修種別「テーマ」		対象者	研修目的	期 間	会場	募集人数	申込〆切
1	新任施設長研修 ※前後期とも必修	H30.4月以降に 着任した施設長 および着任予定 の者	新任施設長として児童自立支 援施設運営上必要な知識と技 術を学ぶ要件研修	前期 H31. 5.14～ 5.16	武蔵野	20名	4/18 (木) 必着
				OJT H31. 5.17～ 9.29	各職場		
				後期 H31. 9.30～10. 2	きぬ川		
2	スーパーバイザー研修	ス・パ・バイザー・又 は指導的立場に ある者	児童自立支援施設の機能充 実のために必要なケアマネジメン ト・ス・バ・セッションを学ぶ研修	H31. 5.27～ 5.30	武蔵野	30名	4/18 (木) 必着
3-1	中堅職員研修 コースⅠ 「家族支援とソーシャルワーク」	児童自立支援施設 での勤務経験 が原則2年以上 のケアワーカー・ 心理職員・教員 など	専門性をより向上させるための 高度な知識と技術を学ぶス テップアップ研修 ※コースⅢについては寮舎実 習を含む	H31. 7.22～ 7.25	武蔵野	30名	6/7 (金) 必着
3-2	中堅職員研修 コースⅡ 「子どもの性に関する理解と対応」			H31.10.15～10.18	武蔵野	30名	
3-3	中堅職員研修 コースⅢ 「性被害の理解と支援」			H31. 9. 9～ 9.13	きぬ川	16名程度	
3-4	中堅職員研修 短期実習コース			実習を通して具体的な支援方 法を学ぶスキルアップ研修	① H31.11.11～11.15	武蔵野	
				② H31.11.25～11.29	きぬ川	10名程度	
4-1	新任職員研修 ※前後期とも必修	児童自立支援施設 での勤務経験 が原則2年未 満の者	新任職員として児童自立支 援施設における基本的な知識と 技術を学ぶ基礎研修(講義と 演習を組み合わせた研修)	前期 H31. 6. 4～ 6. 6	武蔵野	30名	4/18 (木) 必着
				OJT H31. 6. 7～11. 5	各職場		
				後期 H31.11. 6～11. 8	武蔵野		
4-2	新任職員研修 短期実習コース	児童自立支援施設 での勤務経験 が原則2年未 満の者	基本的な子どもの理解と支援 の方法を学ぶ基礎研修(講義 と寮舎実習を組み合わせた コース)	① H31. 6.10～ 6.14	武蔵野	各回 8名 程度	4/18 (木) 必着
				② H31. 6.24～ 6.28	武蔵野	各回 10名 程度	
				③ H31. 7. 1～ 7. 5	きぬ川		
				④ H31. 5.20～ 5.24			
				⑤ H31. 6.17～ 6.21			
4-3	新任職員研修 長期実習コース	児童自立支援施設の機能をよ り深く理解し、具体的な支援の 方法を学ぶ基礎研修(寮舎実 習を中心としたコース)	① 7月下旬～8月中旬	武蔵野	若干名	(希望で調整)	
			② 7月中旬～8月上旬	きぬ川			

<児童相談所職員研修>

1	児童相談所一時保護所職員 実務者研修	児童福祉領域での勤 務経験が概ね5年以 内で、一時保護所にお いて勤務している者	一時保護所における実務者と しての必要な知識や支援技術 を学ぶ研修	① H32. 1. 8～ 1.10 ② H32. 1.29～ 1.31 ③ H32. 2.12～ 2.14	武蔵野	各回 30名	9/27 (金) 必着
2	児童相談所一時保護所職員 スーパーバイザー研修	児童福祉領域及び児 童相談所での勤務が5 年以上で、各一時保 護所において指導的 立場にある者	一時保護所のスーパーバイ ザーとして必要な知識を学び、 その運営と課題を考える研修	H31.12.11～12.13	武蔵野	30名	9/27 (金) 必着

<研修指導者養成研修>※1

1	Dコース 「チームアプローチとスーパーバイズ」	都道府県知事(指定 都市又は児童相談所 設置市にあっては市 長)が推薦する者	都道府県等で実施する基幹的 職員研修等を企画・実施する 者を養成する研修	H31. 9. 4～ 9. 6	武蔵野	各回 30名	6/7 (金) 必着
2	Eコース 「子どもの精神的・行動的な問題の 理解とその対応」			H31.10.28～10.30			
3	Fコース 「施設の小規模かつ地域分散化の推 進とその充実」			H31.11.27～11.29			
4	Gコース 「子どもの性に関する問題への理解と その対応」			H32. 1.20～ 1.22			

※1:研修指導者養成研修については、A～Hコースのうち、今年度より4コースを順次実施する

児童自立支援施設 学校教育実施（導入）状況

			学校教育の形態 (小学校)	学校教育の形態 (中学校)	備 考
			分校 分教室 本校 未導入	分校 分教室 本校 未導入	
0	国立（埼玉県）	国立武蔵野学院	未導入	分教室	
0	国立（栃木県）	国立きぬ川学院	未導入	分教室	
1	北海道	北海道立向陽学院	分校	分校	
1	北海道	北海道立大沼学園	分校	分校	
1	北海道	北海道家庭学校	分校	分校	
2	青森県	こども自立支援センターみらい	分教室	分教室	
3	岩手県	岩手県立杜陵学園	分教室	分校	
4	宮城県	さわらび学園	分教室	分教室	
5	秋田県	千秋学園	分校	分校	
6	山形県	朝日学園	分校	分校	
7	福島県	福島学園	未導入	未導入	
8	茨城県	茨城学園	分教室	分教室	
9	栃木県	那須学園	分教室	分校	
10	群馬県	ぐんま学園	分校	分校	
11	埼玉県	埼玉学園	分教室	分校	
12	千葉県	千葉県生実学校	分教室	分教室	
13	東京都	東京都立萩山実務学校	未導入	分校	
13	東京都	東京都立誠明学園	本校	本校	
14	神奈川県	おおいそ学園	分校	分校	
15	新潟県	新潟学園	分校	分校	
16	富山県	県立富山学園	分校	分校	
17	石川県	児童生活指導センター	分校	分校	
18	福井県	和敬学園	未導入	未導入	未定
19	山梨県	甲陽学園	分校	分校	
20	長野県	波田学院	分教室	分校	
21	岐阜県	わかあゆ学園	分校	分校	
22	静岡県	三方原学園	分校	分校	
23	愛知県	愛知学園	未導入	未導入	H30. 4
24	三重県	三重県立国児学園	分校	分校	
25	滋賀県	淡海学園	分教室	分教室	
26	京都府	淇陽学校	分教室	本校	
27	大阪府	修徳学院	本校	本校	
27	大阪府	子どもライフサポートセンター	未導入	未導入	
28	兵庫県	明石学園	分教室	分教室	
29	奈良県	精華学院	分教室	分教室	
30	和歌山県	仙溪学園	分教室	分校	
31	鳥取県	喜多原学園	分教室	分校	
32	島根県	わかたけ学園	分校	分校	
33	岡山県	岡山県立成徳学校	分教室	本校	
34	広島県	広島県立広島学園	本校	本校	
35	山口県	山口県立育成学校	分校	分校	
36	徳島県	徳島学院	分教室	分校	
37	香川県	香川県立斯道学園	分校	分校	
38	愛媛県	えひめ学園	分教室	分校	
39	高知県	希望が丘学園	分校	分校	
40	福岡県	福岡学園	分校	分校	
41	佐賀県	虹の松原学園	分校	分校	
42	長崎県	開成学園	分校	分校	
43	熊本県	清水が丘学園	分教室	分校	
44	大分県	二豊学園	分教室	分校	
45	宮崎県	みやざき学園	本校	本校	
46	鹿児島県	若駒学園	分教室	分校	
47	沖縄県	若夏学院	分教室	分校	
52	横浜市	横浜市向陽学園	分校	分校	
52	横浜市	横浜家庭学園	未導入	未導入	
58	名古屋市	玉野川学園	分教室	分教室	
60	大阪市	阿武山学園	分校	分校	
62	神戸市	若葉学園	分教室	分教室	
	合計		58か所		

※家庭福祉課調べ（平成29年10月1日現在）

児童心理治療施設 学校教育実施（導入）状況

			学校教育の形態 (小学校)	学校教育の形態 (中学校)	備 考
			分校 分教室 本校 未導入	分校 分教室 本校 未導入	
1	北海道	バウムハウス	本校	本校	
2	青森県	青森おおぞら学園	分教室	分教室	
3	岩手県	ことりさわ学園	未導入	未導入	未定
8	茨城県	内原深敬寮	分教室	分教室	
9	栃木県	那須こどもの家	分校		
10	群馬県	青い鳥ぐんま	分教室	分教室	
11	埼玉県	こどもの心のケアハウス嵐山学園	分教室	分教室	
12	千葉県	望みの門木下記念学園	分教室	分教室	
14	神奈川県	子ども自立生活支援センター	分校	分校	
20	長野県	松本あさひ学園	分校	分校	
21	岐阜県	児童心理療育施設 桜学館	分教室	分教室	
22	静岡県	吉原林間学園	分教室	分教室	
23	愛知県	愛厚ならわ学園	分校		
23	愛知県	中日青葉学園わかば館	分校	分校	
24	三重県	児童心理療育施設 悠	分校	分校	
25	滋賀県	さざなみ学園	本校	本校	
26	京都府	るんびに学園	分教室	分教室	
27	大阪府	希望の杜	分教室	分教室	
27	大阪府	あゆみの丘	分教室	分教室	
27	大阪府	ひびき	分教室	分教室	
28	兵庫県	清水が丘学園	分教室	分教室	
30	和歌山県	みらい	分校	分校	
31	鳥取県	鳥取こども学園希望館	分教室	分校	
32	島根県	児童心理療育センターみらい	分教室	分教室	
34	広島県	子供の家三美園	未導入	未導入	未定
35	山口県	山口県みほり学園	分校	分校	
37	香川県	若竹学園	分教室	分教室	
38	愛媛県	ひまわりの家	分教室	分教室	
39	高知県	さくらの森学園	分教室	分教室	
40	福岡県	筑後いずみ園	分校	分教室	
42	長崎県	大村椿の森学園	分教室	分教室	
43	熊本県	こどもL.E.C.センター	分教室	分教室	
44	大分県	愛育学園はばたき	分教室	分校	
45	宮崎県	ひむかひこばえ学園	分校	分校	
46	鹿児島県	鹿児島自然学園	分教室	分教室	
48	札幌市	札幌市児童心理治療センター“こころぼ”	分校	分校	
49	仙台市	小松島子どもの家	未導入	未導入	
52	横浜市	横浜いずみ学園	分校	分校	
53	川崎市	川崎こども心理ケアセンターかなで	分教室	分教室	
58	名古屋市	くすのき学園	分校	分校	
59	京都市	ももの木学園	本校	本校	
60	大阪市	児童院	分校	未導入	
60	大阪市	弘済のぞみ園	本校	本校	
62	神戸市	しらゆりホーム	分教室	分教室	
63	岡山市	津島児童学院	分教室	未導入	
64	広島市	愛育園	分教室	分教室	
合計			46か所		

※家庭福祉課調べ（平成29年10月1日現在）